

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係 第 4 節 組織再編成 第 5 節 資本金等の額及び資本等取引 第 6 節 利益積立金額 第 7 節 仮決算における経理 第 8 節 その他	第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係 第 4 節 組織再編成 第 5 節 資本金等の額及び資本等取引 第 6 節 利益積立金額 第 7 節 仮決算における経理 第 8 節 その他
第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益 第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益 第 3 款 役務の提供に係る収益 第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益 第 5 款 有価証券の譲渡による損益	第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益 第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益 第 3 款 役務の提供に係る収益 第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益 第 5 款 有価証券の譲渡による損益

改 正 後	改 正 前
第6款 利子、配当、使用料等に係る収益	第6款 利子、配当、使用料等に係る収益
第7款 その他の収益等	第7款 その他の収益等
第2節 費用及び損失の計算に関する通則	第2節 費用及び損失の計算に関する通則
第1款 売上原価等	第1款 売上原価等
第2款 販売費及び一般管理費等	第2款 販売費及び一般管理費等
第3款 損失	第3款 損失
第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等	第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等
第1款 有価証券の譲渡損益等	第1款 有価証券の譲渡損益等
第2款 有価証券の取得価額	第2款 有価証券の取得価額
第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等	第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等
第5款 有価証券の時価評価損益	第5款 有価証券の時価評価損益
第6款 デリバティブ取引に係る損益等	第6款 デリバティブ取引に係る損益等
第7款 ヘッジ処理による損益	第7款 ヘッジ処理による損益
第8款 短期売買商品等の譲渡損益等	第8款 短期売買商品等の譲渡損益等
第9款 短期売買商品等の取得価額	第9款 短期売買商品等の取得価額
第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第11款 短期売買商品等の時価評価損益	第11款 短期売買商品等の時価評価損益
第4節 <u>工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例</u>	第4節 <u>収益及び費用の帰属時期の特例</u>
	第1款 <u>リース譲渡</u>
	第2款 <u>工事の請負</u>
第5節 仕入割戻し	第5節 仕入割戻し
第6節 その他	第6節 その他
第3章 受取配当等	第3章 受取配当等

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 受取配当等の益金不算入</p> <p>第2節 削 除</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p> 第1款 通則</p> <p> 第2款 有価証券の評価益</p> <p> 第3款 固定資産の評価益</p> <p> 第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p> 第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p> 第2款 未払給与の免除益</p> <p> 第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p> 第1款 購入した棚卸資産</p> <p> 第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p> 第1款 原価法</p> <p> 第2款 低価法</p> <p> 第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>	<p>第1節 受取配当等の益金不算入</p> <p>第2節 削 除</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p> 第1款 通則</p> <p> 第2款 有価証券の評価益</p> <p> 第3款 固定資産の評価益</p> <p> 第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p> 第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p> 第2款 未払給与の免除益</p> <p> 第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p> 第1款 購入した棚卸資産</p> <p> 第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p> 第1款 原価法</p> <p> 第2款 低価法</p> <p> 第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6章 削 除</p> <p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p>	<p>第6章 削 除</p> <p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 貸貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p>	<p>第3款 貸貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p>

改 正 後	改 正 前
第5款 損金の額に算入される業績連動給与	第5款 損金の額に算入される業績連動給与
第6款 過大な役員給与の額	第6款 過大な役員給与の額
第7款 退職給与	第7款 退職給与
第8款 使用人給与	第8款 使用人給与
第9款 転籍、出向者に対する給与等	第9款 転籍、出向者に対する給与等
第3節 保険料等	第3節 保険料等
第4節 寄附金	第4節 寄附金
第1款 寄附金の範囲等	第1款 寄附金の範囲等
第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金	第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金
第3款 国等に対する寄附金	第3款 国等に対する寄附金
第4款 被災者に対する義援金等	第4款 被災者に対する義援金等
第5款 その他	第5款 その他
第5節 租税公課等	第5節 租税公課等
第1款 租税	第1款 租税
第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第3款 第二次納税義務による納付税額	第3款 第二次納税義務による納付税額
第4款 賦課金、納付金等	第4款 賦課金、納付金等
第5款 簿外経費	第5款 簿外経費
第6款 罰料金	第6款 罰料金
第6節 貸倒損失	第6節 貸倒損失
第1款 金銭債権の貸倒れ	第1款 金銭債権の貸倒れ
第2款 返品債権特別勘定	第2款 返品債権特別勘定
第6節の2 負担金	第6節の2 負担金
第7節 その他の経費	第7節 その他の経費
第1款 商品等の販売に要する景品等の費用	第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 欠損金の繰越し</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p>	<p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 欠損金の繰越し</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 削 除</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引及び賃貸借取引</p> <p>第1節 <u>リース取引の意義等</u></p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第2款 譲渡人の処理</p> <p>第3款 譲受人の処理</p> <p>第3節 <u>賃貸借取引</u></p> <p>第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算</p> <p>第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第1節 損益通算及び欠損金の通算</p>	<p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 削 除</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引</p> <p>第1節 <u>リース取引の意義</u></p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第2款 譲渡人の処理</p> <p>第3款 譲受人の処理</p> <p>第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算</p> <p>第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第1節 損益通算及び欠損金の通算</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等</p> <p>第1款 通算承認</p> <p>第2款 通算制度の取りやめ等</p> <p>第3節 資産の時価評価損益等</p> <p>第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入</p> <p>第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算</p> <p>第13章の2 外貨建取引の換算等</p> <p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p>	<p>第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等</p> <p>第1款 通算承認</p> <p>第2款 通算制度の取りやめ等</p> <p>第3節 資産の時価評価損益等</p> <p>第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入</p> <p>第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算</p> <p>第13章の2 外貨建取引の換算等</p> <p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p>

改 正 後	改 正 前
第4節 受益者等課税信託による損益	第4節 受益者等課税信託による損益
第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税	第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税
第1節 収益事業の範囲	第1節 収益事業の範囲
第1款 共通事項	第1款 共通事項
第2款 物品販売業	第2款 物品販売業
第3款 不動産販売業	第3款 不動産販売業
第4款 金銭貸付業	第4款 金銭貸付業
第5款 物品貸付業	第5款 物品貸付業
第6款 不動産貸付業	第6款 不動産貸付業
第7款 製造業	第7款 製造業
第8款 通信業	第8款 通信業
第9款 運送業	第9款 運送業
第10款 倉庫業	第10款 倉庫業
第11款 請負業	第11款 請負業
第12款 印刷業	第12款 印刷業
第13款 出版業	第13款 出版業
第14款 写真業	第14款 写真業
第15款 席貸業	第15款 席貸業
第16款 旅館業	第16款 旅館業
第17款 飲食店業	第17款 飲食店業
第18款 周旋業	第18款 周旋業
第19款 代理業	第19款 代理業
第20款 仲立業	第20款 仲立業
第21款 問屋業	第21款 問屋業

改 正 後	改 正 前
第22款 鉱業及び土石採取業	第22款 鉱業及び土石採取業
第23款 浴場業	第23款 浴場業
第24款 理容業	第24款 理容業
第25款 美容業	第25款 美容業
第26款 興行業	第26款 興行業
第27款 遊技所業	第27款 遊技所業
第28款 遊覧所業	第28款 遊覧所業
第29款 医療保健業	第29款 医療保健業
第30款 技芸教授業	第30款 技芸教授業
第31款 駐車場業	第31款 駐車場業
第32款 信用保証業	第32款 信用保証業
第33款 労働者派遣業	第33款 労働者派遣業
第34款 その他	第34款 その他
第2節 収益事業に係る所得の計算等	第2節 収益事業に係る所得の計算等
第16章 税額の計算	第16章 税額の計算
第1節 特定同族会社の特別税率	第1節 特定同族会社の特別税率
第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲	第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲
第2款 留保金額の計算	第2款 留保金額の計算
第2節 所得税額の控除	第2節 所得税額の控除
第3節 外国税額の控除	第3節 外国税額の控除
第1款 通則	第1款 通則
第2款 外国法人税の控除	第2款 外国法人税の控除
第3款 その他	第3款 その他
第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除	第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>第4節 所得金額の端数計算</p> <p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税</p> <p>第1節 定義</p> <p>第1款 企業グループ等</p> <p>第2款 特定多国籍企業グループ等</p> <p>第3款 恒久的施設等</p> <p>第4款 所在地国</p> <p>第5款 除外会社等</p> <p>第6款 共同支配会社等</p> <p>第7款 各種投資会社等</p> <p>第8款 個別計算所得等の金額</p> <p>第9款 対象租税</p> <p>第10款 調整後対象租税額</p> <p>第2節 国際最低課税額</p> <p>第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額</p> <p>第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算</p> <p>第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額</p> <p>第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額</p> <p>第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算</p>	<p>第4節 所得金額の端数計算</p> <p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税</p> <p>第1節 定義</p> <p>第1款 企業グループ等</p> <p>第2款 特定多国籍企業グループ等</p> <p>第3款 恒久的施設等</p> <p>第4款 所在地国</p> <p>第5款 除外会社等</p> <p>第6款 共同支配会社等</p> <p>第7款 各種投資会社等</p> <p>第8款 個別計算所得等の金額</p> <p>第9款 対象租税</p> <p>第10款 調整後対象租税額</p> <p>第2節 国際最低課税額</p> <p>第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額</p> <p>第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算</p> <p>第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額</p> <p>第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額</p> <p>第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6款 適用免除基準</p> <p>第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例</p> <p>第3節 その他</p> <p>第19章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等</p> <p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算</p>	<p>第6款 適用免除基準</p> <p>第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例</p> <p>第3節 その他</p> <p>第19章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等</p> <p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p> <p>第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第7節 税額の計算</p> <p>第1款 所得税額の控除</p> <p>第2款 外国税額の控除</p> <p>第3款 分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>第8節 申告及び還付</p> <p>第1款 申告</p> <p>第2款 還付</p> <p>附 則</p> <p>別 表</p>	<p style="text-align: center;">入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p> <p>第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第7節 税額の計算</p> <p>第1款 所得税額の控除</p> <p>第2款 外国税額の控除</p> <p>第3款 分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>第8節 申告及び還付</p> <p>第1款 申告</p> <p>第2款 還付</p> <p>附 則</p> <p>別 表</p>

二 事業年度

改 正 後	改 正 前
<p>(非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合等の事業年度)</p> <p>1-2-3 非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合等の事業年度は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法</p>	<p>(非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合等の事業年度)</p> <p>1-2-3 非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合等の事業年度は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法</p>

改 正 後	改 正 前
<p>律施行規則第57条第2項（事業報告等の提出）及び第69条第1項（認定取消法人等の計算書類及びその附属明細書に相当する書類の作成）に定める期間をいうのであるから、当該事業年度は次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる期間となることに留意する。</p> <p>(1) 非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ その公益認定を受けた日からその事業年度終了の日までの期間</p> <p>(2) 公益社団法人又は公益財団法人が非営利型法人に該当することとなった場合</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定の取消しの日の前日までの期間</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ その公益認定の取消しの日からその事業年度終了の日までの期間</p>	<p>律施行規則第38条第2項（事業報告等の提出）及び第50条の2第1項（認定取消法人等の計算書類及びその附属明細書に相当する書類の作成）に定める期間をいうのであるから、当該事業年度は次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる期間となることに留意する。</p> <p>(1) 非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ その公益認定を受けた日からその事業年度終了の日までの期間</p> <p>(2) 公益社団法人又は公益財団法人が非営利型法人に該当することとなった場合</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定の取消しの日の前日までの期間</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ その公益認定の取消しの日からその事業年度終了の日までの期間</p>

三 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>（収益の計上の単位の通則）</p> <p>2-1-1 資産の販売若しくは譲渡若しくは役務の提供（2-1-1の10（<u>資産の引渡しの際の価額等の通則</u>）及び2-1-40の2（<u>返金不要の支払の帰属の時期</u>）を除き、平成30年3月30日付企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識基準」という。）の適用対象となる取引に<u>該当するもの</u>に限る。以下この節において「資産の販売等」という。）<u>又は資産の</u></p>	<p>（収益の計上の単位の通則）</p> <p>2-1-1 資産の販売若しくは譲渡<u>又は</u>役務の提供（2-1-1の10及び2-1-40の2を除き、平成30年3月30日付企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下2-1-1において「収益認識基準」という。）の適用対象となる取引に限る。以下この節において「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、原則として個々の契約ごとに計上する。ただし、次に掲げる場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>賃貸借に係る収益の額は、原則として個々の契約ごとに計上する。ただし、次に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによりその収益の額を計上することができる。</p> <p>(1) 資産の販売等 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</p> <p>イ 同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のある者と同時期に締結した複数の契約について、当該複数の契約において約束した資産の販売等を組み合わせて初めて単一の履行義務（収益認識基準第7項に定める履行義務をいう。以下2-1-21の7までにおいて同じ。）となる場合 当該複数の契約による資産の販売等の組合せ</p> <p>ロ 一の契約の中に複数の履行義務が含まれている場合 それぞれの履行義務に係る資産の販売等</p> <p>④1 同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のある者と同時期に締結した複数の契約について、次のいずれかに該当する場合には、当該複数の契約を結合したものを一の契約とみなしてロを適用する。</p> <p>(1) 当該複数の契約が同一の商業目的を有するものとして交渉されたこと。</p> <p>(2) 一の契約において支払を受ける対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受けること。</p> <p>2 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。以下2-1-1において同じ。）の請負に係る契約について、次の(1)に区分した単位における収益の計上時期及び金額が、次の(2)に区分した単位における収益の計上時期及び金額に比してその差異に重要性が乏しいと認められる場合には、次の(1)に区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</p>	<p>に該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</p> <p>(1) 同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のある者と同時期に締結した複数の契約について、当該複数の契約において約束した資産の販売等を組み合わせて初めて単一の履行義務（収益認識基準第7項に定める履行義務をいう。以下2-1-21の7までにおいて同じ。）となる場合 当該複数の契約による資産の販売等の組合せ</p> <p>(2) 一の契約の中に複数の履行義務が含まれている場合 それぞれの履行義務に係る資産の販売等</p> <p>④1 同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のある者と同時期に締結した複数の契約について、次のいずれかに該当する場合には、当該複数の契約を結合したものを一の契約とみなして<u>ただし書の(2)</u>を適用する。</p> <p>(1) 当該複数の契約が同一の商業目的を有するものとして交渉されたこと。</p> <p>(2) 一の契約において支払を受ける対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受けること。</p> <p>2 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。以下2-1-1において同じ。）の請負に係る契約について、次の(1)に区分した単位における収益の計上時期及び金額が、次の(2)に区分した単位における収益の計上時期及び金額に比してその差異に重要性が乏しいと認められる場合には、次の(1)に区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 当事者間で合意された実質的な取引の単位を反映するように複数の契約（異なる相手方と締結した複数の契約又は異なる時点で締結した複数の契約を含む。）を結合した場合のその複数の契約において約束した工事の組合せ</p> <p>(2) 同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のある者と同時期に締結した複数の契約について、<u>イ又はロ</u>に掲げる場合に該当する場合（<u>ロ</u>にあつては、上記(注)1においてみなして適用される場合に限る。）におけるそれぞれ<u>イ又はロ</u>に定めるところにより区分した単位</p> <p>3 一の資産の販売等に係る契約につき<u>ただし書の(1)</u>の適用を受けた場合には、同様の資産の販売等に係る契約については、継続してその適用を受けた<u>イ又はロ</u>に定めるところにより区分した単位ごとに収益の額を計上することに留意する。</p> <p><u>(2) 資産の賃貸借 資産の賃貸借に係る契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合（当該契約における対価の中に、原資産の維持管理に伴う固定資産税、保険料等の諸費用が含まれる場合を含む。）において、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分ける方法により経理しているときは、その方法により区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</u></p> <p><u>(注) 次に掲げる用語の意義については、それぞれ次による。以下この節において同じ。</u></p> <p><u>(1) リース 原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。</u></p> <p><u>(2) 原資産 リースの対象となる資産で賃貸人によって賃借人に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。</u></p>	<p>(1) 当事者間で合意された実質的な取引の単位を反映するように複数の契約（異なる相手方と締結した複数の契約又は異なる時点で締結した複数の契約を含む。）を結合した場合のその複数の契約において約束した工事の組合せ</p> <p>(2) 同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のある者と同時期に締結した複数の契約について、<u>ただし書の(1)又は(2)</u>に掲げる場合に該当する場合（<u>ただし書の(2)</u>にあつては、上記(注)1においてみなして適用される場合に限る。）におけるそれぞれ<u>ただし書の(1)又は(2)</u>に定めるところにより区分した単位</p> <p>3 一の資産の販売等に係る契約につき<u>ただし書の適用</u>を受けた場合には、同様の資産の販売等に係る契約については、継続してその適用を受けた<u>ただし書の(1)又は(2)</u>に定めるところにより区分した単位ごとに収益の額を計上することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(機械設備等の販売に伴い据付工事を行った場合の収益の計上の単位)</p> <p>2-1-1の2 法人が機械設備等の販売をしたことに伴いその据付工事を行った場合(法第63条第1項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例))の規定の適用がある場合及び同条第2項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、その据付工事が相当の規模のものであり、かつ、契約その他に基づいて機械設備等の販売に係る対価の額とその据付工事に係る対価の額とを合理的に区分することができるときは、2-1-1ただし書の(1)ロ(収益の計上の単位の通則)に掲げる場合に該当するかどうかにかかわらず、その区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</p> <p>(部分完成の事実がある場合の収益の計上の単位)</p> <p>2-1-1の4 法人が請け負った建設工事等(建設、造船その他これらに類する工事をいう。以下2-1-21の8までにおいて同じ。)について次に掲げるような事実がある場合(法第63条第1項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例))の規定の適用がある場合及び同条第2項の規定の適用を受ける場合を除く。)には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、2-1-1(収益の計上の単位の通則)にかかわらず、その事業年度において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に区分した単位ごとにその収益の額を計上する。</p> <p>(1) 一の契約により同種の建設工事等を多量に請け負ったような場合で、その引渡に従い工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合</p> <p>(2) 1個の建設工事等であっても、その建設工事等の一部が完成し、その完成した部分を引き渡した都度その割合に応じて工事代金を収入する旨の特約又</p>	<p>(機械設備等の販売に伴い据付工事を行った場合の収益の計上の単位)</p> <p>2-1-1の2 法人が機械設備等の販売をしたことに伴いその据付工事を行った場合(法第64条第1項(長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度))の規定の適用がある場合及び同条第2項(長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定の適用を受ける場合を除く。)において、その据付工事が相当の規模のものであり、かつ、契約その他に基づいて機械設備等の販売に係る対価の額とその据付工事に係る対価の額とを合理的に区分することができるときは、2-1-1ただし書(2)に掲げる場合に該当するかどうかにかかわらず、その区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</p> <p>(部分完成の事実がある場合の収益の計上の単位)</p> <p>2-1-1の4 法人が請け負った建設工事等(建設、造船その他これらに類する工事をいう。以下2-1-21の8までにおいて同じ。)について次に掲げるような事実がある場合(法第64条第1項(長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度))の規定の適用がある場合及び同条第2項(長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定の適用を受ける場合を除く。)には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、2-1-1にかかわらず、その事業年度において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に区分した単位ごとにその収益の額を計上する。</p> <p>(1) 一の契約により同種の建設工事等を多量に請け負ったような場合で、その引渡に従い工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合</p> <p>(2) 1個の建設工事等であっても、その建設工事等の一部が完成し、その完成した部分を引き渡した都度その割合に応じて工事代金を収入する旨の特約又</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は慣習がある場合</p> <p>(資産の販売等又は<u>資産の賃貸借</u>に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)</p> <p>2-1-1の8 法人が<u>資産の販売等又は資産の賃貸借</u>（令和6年9月13日付企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「リース基準」という。）の適用対象となる取引に該当するものに限る。以下2-1-1の8において同じ。）を行った場合において、次の(1)に掲げる額及び次の(2)に掲げる事実並びにその他のこれらに関連する全ての事実及び状況を総合的に勘案して、当該資産の販売等又は<u>資産の賃貸借</u>に係る契約に金銭の貸付けに準じた取引が含まれていると認められるときは、継続適用を条件として、当該取引に係る利息相当額を当該資産の販売等又は<u>資産の賃貸借</u>に係る収益の額に含めないことができる。</p> <p>(1) 資産の販売等又は<u>資産の賃貸借</u>に係る契約の対価の額と現金販売価格（資産の販売等又は<u>資産の賃貸借</u>と同時にその対価の全額の支払を受ける場合の価格をいう。）との差額</p> <p>(2) 資産の販売等又は<u>資産の賃貸借</u>に係る目的物の引渡し又は役務の提供をしてから相手方が当該資産の販売等又は<u>資産の賃貸借</u>に係る対価の支払を行うまでの予想される期間及び市場金利の影響</p> <p>(割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)</p> <p>2-1-1の9 法人が割賦販売等（月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行われる資産の販売等及び延払条件が付された資産の販売等をいう。以下2-1-1の9において同じ。）を行った場合において、当該割賦販売等に係る販売代価と賦払期間中の利息に</p>	<p>は慣習がある場合</p> <p>(資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)</p> <p>2-1-1の8 法人が資産の販売等を行った場合において、次の(1)に掲げる額及び次の(2)に掲げる事実並びにその他のこれらに関連する全ての事実及び状況を総合的に勘案して、当該資産の販売等に係る契約に金銭の貸付けに準じた取引が含まれていると認められるときは、継続適用を条件として、当該取引に係る利息相当額を当該資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる。</p> <p>(1) 資産の販売等に係る契約の対価の額と現金販売価格（資産の販売等と同時にその対価の全額の支払を受ける場合の価格をいう。）との差額</p> <p>(2) 資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供をしてから相手方が当該資産の販売等に係る対価の支払を行うまでの予想される期間及び市場金利の影響</p> <p>(割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)</p> <p>2-1-1の9 法人が割賦販売等（月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行われる資産の販売等及び延払条件が付された資産の販売等をいう。以下2-1-1の9において同じ。）又は法第63条第1項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>相当する金額とが区分されているときは、当該利息に相当する金額を当該割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3款 役務の提供に係る収益</p> <p>(履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-21の2 役務の提供(法第63条第1項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)の規定の適用があるもの及び同条第2項の規定の適用を受けるものを除くものとし、<u>収益認識基準の適用対象となる取引に該当するもの</u>に限る。以下2-1-21の3までにおいて同じ。)のうちその履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの(以下2-1-30までにおいて「履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの」という。)については、その履行に着手した日から引渡し等の日(物の引渡しを要する取引にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日をいい、物の引渡しを要しない取引にあってはその約した役務の全部を完了した日をいう。以下2-1-21の7までにおいて同じ。)までの期間において履行義務が充足されていくそれぞれの日が法第22条の2第1項(収益の額)に規定する役務の提供の日に該当し、その収益の額は、その履行義務が充足されていくそれぞれの日の属する事業年度の益金の額に算入されることに留意する。</p>	<p>するリース譲渡(同条の規定の適用を受けるものを除く。以下2-1-1の9において「リース譲渡」という。)を行った場合において、当該割賦販売等又はリース譲渡に係る販売代価と賦払期間又はリース期間(法第64条の2第3項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引に係る契約において定められた同条第1項に規定するリース資産の賃貸借期間をいう。)中の利息に相当する金額とが区分されているときは、当該利息に相当する金額を当該割賦販売等又はリース譲渡に係る収益の額に含めないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3款 役務の提供に係る収益</p> <p>(履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-21の2 役務の提供(法第64条第1項(長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定の適用があるもの及び同条第2項(長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定の適用を受けるものを除き、平成30年3月30日付企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用対象となる取引に限る。以下2-1-21の3までにおいて同じ。)のうちその履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの(以下2-1-30までにおいて「履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの」という。)については、その履行に着手した日から引渡し等の日(物の引渡しを要する取引にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日をいい、物の引渡しを要しない取引にあってはその約した役務の全部を完了した日をいう。以下2-1-21の7までにおいて同じ。)までの期間において履行義務が充足されていくそれぞれの日が法第22条の2第1項(収益の額)に規定する役務の提供の日に該当し、その収益の額は、その履行義務が充足されていくそれぞれの日の属する事業年度の益金の額に算入されることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(請負に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-21の7 請負(法第63条第1項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)の規定の適用があるもの及び同条第2項の規定の適用を受けるものを除く。以下2-1-21の7において同じ。)については、別に定めるものを除き、2-1-21の2(履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期)及び2-1-21の3(履行義務が一時点で充足されるものに係る収益の帰属の時期)にかかわらず、その引渡し等の日が法第22条の2第1項(収益の額)に規定する役務の提供の日に該当し、その収益の額は、原則として引渡し等の日の属する事業年度の益金の額に算入されることに留意する。ただし、当該請負が2-1-21の4(1)から(3)まで(履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの)のいずれかを満たす場合において、その請負に係る履行義務が充足されていくそれぞれの日の属する事業年度において2-1-21の5(履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の額の算定の通則)に準じて算定される額を益金の額に算入しているときは、これを認める。</p> <p>④1 例えば、委任事務又は準委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約している場合についても、同様とする。</p> <p>2 2-1-1の4(部分完成の事実がある場合の収益の計上の単位)の取扱いを適用する場合には、その事業年度において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事代金の額をその事業年度の益金の額に算入する。</p> <p style="text-align: center;">第5款 有価証券の譲渡による損益</p>	<p>(請負に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-21の7 請負(法第64条第1項(長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定の適用があるもの及び同条第2項(長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定の適用を受けるものを除く。以下2-1-21の7において同じ。)については、別に定めるものを除き、2-1-21の2及び2-1-21の3にかかわらず、その引渡し等の日が法第22条の2第1項(収益の額)に規定する役務の提供の日に該当し、その収益の額は、原則として引渡し等の日の属する事業年度の益金の額に算入されることに留意する。ただし、当該請負が2-1-21の4(1)から(3)までのいずれかを満たす場合において、その請負に係る履行義務が充足されていくそれぞれの日の属する事業年度において2-1-21の5に準じて算定される額を益金の額に算入しているときは、これを認める。</p> <p>④1 例えば、委任事務又は準委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約している場合についても同様とする。</p> <p>2 2-1-1の4の取扱いを適用する場合には、その事業年度において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事代金の額をその事業年度の益金の額に算入する。</p> <p style="text-align: center;">第5款 有価証券の譲渡による損益</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 有価証券の譲渡による法第61条の2第1項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額(以下2-1-23の3までにおいて「譲渡損益の額」という。)の計上は、同項の規定に基づき原則として譲渡に係る契約の成立した日に行うこととなるのであるから、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める日に譲渡損益の額を計上する。</p> <p>(1) 証券業者等に売却の媒介、取次ぎ若しくは代理の委託又は売出しの取扱いの委託をしている場合 当該委託をした有価証券の売却に関する取引が成立した日</p> <p>(2) 相対取引により有価証券を売却している場合 金融商品取引法第37条の4(契約締結時等の情報の提供)に規定する事項に係る情報として提供される約定日、売買契約書の締結日などの当該相対取引の約定が成立した日</p> <p>(3) その有価証券の譲渡が規則第27条の3第6号から第8号まで及び第10号から第15号まで(有価証券の譲渡損益の発生する日)に掲げる事由によるものである場合 当該各号に定める日に応じた1-4-1(組織再編成の日)で定める組織再編成の日</p> <p style="text-align: center;">第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p>	<p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 有価証券の譲渡による法第61条の2第1項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額(以下2-1-23の3までにおいて「譲渡損益の額」という。)の計上は、同項の規定に基づき原則として譲渡に係る契約の成立した日に行うこととなるのであるから、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める日に譲渡損益の額を計上する。</p> <p>(1) 証券業者等に売却の媒介、取次ぎ若しくは代理の委託又は売出しの取扱いの委託をしている場合 当該委託をした有価証券の売却に関する取引が成立した日</p> <p>(2) 相対取引により有価証券を売却している場合 金融商品取引法第37条の4(契約締結時等の書面の交付)に規定する書面に記載される約定日、売買契約書の締結日などの当該相対取引の約定が成立した日</p> <p>(3) その有価証券の譲渡が規則第27条の3第6号から第8号まで及び第10号から第15号まで(有価証券の譲渡損益の発生する日)に掲げる事由によるものである場合 当該各号に定める日に応じた1-4-1(組織再編成の日)で定める組織再編成の日</p> <p style="text-align: center;">第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p>
<p>(貸付金利子等の帰属の時期)</p> <p>2-1-24 貸付金、預金、貯金若しくは有価証券(以下2-1-24において「貸付金等」という。)から生ずる利子の額又は法第64条の2第3項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引(以下この節において「リース取引」という。)について2-1-1の8(資産の販売等又は資産の賃貸借に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)により当該リース取引</p>	<p>(貸付金利子等の帰属の時期)</p> <p>2-1-24 貸付金、預金、貯金又は有価証券(以下2-1-24において「貸付金等」という。)から生ずる利子の額は、その利子の計算期間の経過に応じ当該事業年度に係る金額を当該事業年度の益金の額に算入する。ただし、主として金融及び保険業を営む法人以外の法人が、その有する貸付金等(当該法人が金融及び保険業を兼業する場合には、当該金融及び保険業に係るものを除く。)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に係る販売収益の額に含めないこととされた利息相当部分（以下2-1-24において「利息相当部分」という。）の金額は、その利子又は利息相当部分の計算期間の経過に応じ当該事業年度に係る金額を当該事業年度の益金の額に算入する。ただし、主として金融及び保険業を営む法人以外の法人が、その有する貸付金等（当該法人が金融及び保険業を兼業する場合には、当該金融及び保険業に係るものを除く。）から生ずる利子でその支払期日が1年以内の一定の期間ごとに到来するものの額につき、継続してその支払期日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。</u></p> <p>④1 例えば借入金とその運用資産としての貸付金、預金、貯金又は有価証券（法第12条第1項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託（以下「受益者等課税信託」という。）の信託財産に属するこれらの資産を含む。）がひも付きの見合関係にある場合のように、その借入金に係る支払利子の額と運用資産から生ずる利子の額を対応させて計上すべき場合には、その運用資産から生ずる利子の額については、ただし書の適用はないものとする。</p> <p>2 <u>資産の販売等又は2-1-1の8に定める資産の賃貸借（以下2-1-24において「資産の賃貸借」という。）に伴い発生する売上債権（受取手形を含む。）又はその他の金銭債権について、その現在価値と当該債権に含まれる金利要素とを区分経理している場合の当該金利要素に相当する部分の金額は、2-1-1の8又は2-1-1の9の取扱いを適用する場合を除き、当該債権の発生の基本となる資産の販売等又は<u>資産の賃貸借</u>に係る売上の額等に含まれることに留意する。</u></p>	<p>から生ずる利子でその支払期日が1年以内の一定の期間ごとに到来するものの額につき、継続してその支払期日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。</p> <p>④1 例えば借入金とその運用資産としての貸付金、預金、貯金又は有価証券（法第12条第1項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託（以下「受益者等課税信託」という。）の信託財産に属するこれらの資産を含む。）がひも付きの見合関係にある場合のように、その借入金に係る支払利子の額と運用資産から生ずる利子の額を対応させて計上すべき場合には、その運用資産から生ずる利子の額については、ただし書の適用はないものとする。</p> <p>2 資産の販売等に伴い発生する売上債権（受取手形を含む。）又はその他の金銭債権について、その現在価値と当該債権に含まれる金利要素とを区分経理している場合の当該金利要素に相当する部分の金額は、2-1-1の8又は2-1-1の9の取扱いを適用する場合を除き、当該債権の発生の基本となる資産の販売等に係る売上の額等に含まれることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)</p> <p>2-1-29 資産の賃貸借(平成11年1月22日付企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象となる資産、負債及びデリバティブ取引(以下この章において「金融商品」という。))に係る取引、リース取引並びに2-3-62(暗号資産信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額)の対象となる取引に該当するものを除くものとし、<u>知的財産のライセンスの供与に係る取引</u>にあっては、その収益の額を賃貸人の会計リース期間にわたり定額で計上する場合における当該取引に該当するもの(リース取引に該当するものを除く。)に限る。以下2-1-29において同じ。)は、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに該当し、その収益の額は2-1-21の2(履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期)の事業年度の益金の額に算入する。ただし、資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額(前受けに係る額を除く。)について、当該契約又は慣習によりその支払を受けるべき日において収益計上を行っている場合には、その支払を受けるべき日は、その資産の賃貸借に係る役務の提供の日に近接する日に該当するものとして、法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</p> <p>④1 当該賃貸借契約について係争(使用料等の額の増減に関するものを除く。)があるためその支払を受けるべき使用料等の額が確定せず、当該事業年度においてその支払を受けていないときは、相手方が供託をしたかどうかにかかわらず、その係争が解決して当該使用料等の額が確定し、その支払を受けることとなるまで当該使用料等の額を益金の額に算入することを見合わせるものとする。</p> <p>2 使用料等の額の増減に関して係争がある場合には④1の取扱いによらないのであるが、この場合には、契約の内容、相手方が供託をした金額等を勘案してその使用料等の額を合理的に見積もるものとする。</p>	<p>(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)</p> <p>2-1-29 資産の賃貸借(金融商品(平成20年3月10日付企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象となる資産、負債及びデリバティブ取引をいう。))に係る取引、<u>法第64条の2第3項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引及び2-3-62(暗号資産信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</u>の対象となる取引に該当するものを除く。以下この章において同じ。)は、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに該当し、その収益の額は2-1-21の2の事業年度の益金の額に算入する。ただし、資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額(前受けに係る額を除く。)について、当該契約又は慣習によりその支払を受けるべき日において収益計上を行っている場合には、その支払を受けるべき日は、その資産の賃貸借に係る役務の提供の日に近接する日に該当するものとして、法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</p> <p>④1 当該賃貸借契約について係争(使用料等の額の増減に関するものを除く。)があるためその支払を受けるべき使用料等の額が確定せず、当該事業年度においてその支払を受けていないときは、相手方が供託をしたかどうかにかかわらず、その係争が解決して当該使用料等の額が確定し、その支払を受けることとなるまで当該使用料等の額を益金の額に算入することを見合わせるものとする。</p> <p>2 使用料等の額の増減に関して係争がある場合には④1の取扱いによらないのであるが、この場合には、契約の内容、相手方が供託をした金額等を勘案してその使用料等の額を合理的に見積もるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3 収入する金額が期間のみに応じて定まっている資産の賃貸借に係る収益の額の算定に要する2-1-21の6 <u>《履行義務の充足に係る進捗度》</u>の進捗度の見積りに使用されるのに適切な指標は、通常は経過期間となるため、その収益は毎事業年度定額で益金の額に算入されることになる。</p> <p>4 <u>本文の賃貸人の会計リース期間とは、その賃貸人が選択した次のいずれかの期間をいう。</u></p> <p>(1) <u>賃借人のリース期間（解約不能期間（リースに係る契約に基づく賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないこととされている期間をいう。以下この節において同じ。）に7-6の2-10の2(注)1及び2)《賃借人の会計リース期間をリース期間とする場合の取扱い》の期間を加えた期間をいう。以下この節において同じ。）と同様の方法により決定した期間</u></p> <p>(2) <u>賃借人が原資産を使用する権利を有する解約不能期間にリースが置かれている状況からみて賃借人が再リースする意思が明らかな場合の再リースに係る賃貸借期間を加えた期間</u></p> <p>（知的財産のライセンスの供与に係る収益の帰属の時期）</p> <p>2-1-30 <u>知的財産のライセンスの供与（2-1-29《賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期）又は2-1-30の4《知的財産のライセンスの供与に係る売上高等に基づく使用料に係る収益の帰属の時期》の取扱いの適用があるものを除く。）に係る収益の額については、次に掲げる知的財産のライセンスの性質に応じ、それぞれ次に定める取引に該当するものとして、2-1-21の2《履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期》及び2-1-21の3《履行義務が一時点で充足されるものに係る収益の帰属の時期》の取扱いを適用する。</u></p>	<p>3 収入する金額が期間のみに応じて定まっている資産の賃貸借に係る収益の額の算定に要する2-1-21の6の進捗度の見積りに使用されるのに適切な指標は、通常は経過期間となるため、その収益は毎事業年度定額で益金の額に算入されることになる。</p> <p>（知的財産のライセンスの供与に係る収益の帰属の時期）</p> <p>2-1-30 知的財産のライセンスの供与に係る収益の額については、次に掲げる知的財産のライセンスの性質に応じ、それぞれ次に定める取引に該当するものとして、2-1-21の2及び2-1-21の3の取扱いを適用する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) ライセンス期間にわたり存在する法人の知的財産にアクセスする権利 履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの</p> <p>(2) ライセンスが供与される時点で存在する法人の知的財産を使用する権利 履行義務が一時点で充足されるもの</p> <p>(知的財産のライセンスの供与に係る売上高等に基づく使用料に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-30の4 知的財産のライセンスの供与(2-1-29(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)の取扱いの適用があるものを除く。)に対して受け取る売上高又は使用量に基づく使用料が知的財産のライセンスのみに関連している場合又は当該使用料において知的財産のライセンスが主な項目である場合には、2-1-1の11(変動対価)の取扱いは適用せず、2-1-21の2(履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期)及び2-1-21の3(履行義務が一時点で充足されるものに係る収益の帰属の時期)にかかわらず、次に掲げる日のうちいずれか遅い日の属する事業年度において当該使用料についての収益の額を益金の額に算入する。</p> <p>(1) 知的財産のライセンスに関連して相手方が売上高を計上する日又は相手方が知的財産のライセンスを使用する日</p> <p>(2) 当該使用料に係る役務の全部又は一部が完了する日</p>	<p>(1) ライセンス期間にわたり存在する法人の知的財産にアクセスする権利 履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの</p> <p>(2) ライセンスが供与される時点で存在する法人の知的財産を使用する権利 履行義務が一時点で充足されるもの</p> <p>(知的財産のライセンスの供与に係る売上高等に基づく使用料に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-30の4 知的財産のライセンスの供与に対して受け取る売上高又は使用量に基づく使用料が知的財産のライセンスのみに関連している場合又は当該使用料において知的財産のライセンスが主な項目である場合には、2-1-1の11の取扱いは適用せず、2-1-21の2及び2-1-21の3にかかわらず、次に掲げる日のうちいずれか遅い日の属する事業年度において当該使用料についての収益の額を益金の額に算入する。</p> <p>(1) 知的財産のライセンスに関連して相手方が売上高を計上する日又は相手方が知的財産のライセンスを使用する日</p> <p>(2) 当該使用料に係る役務の全部又は一部が完了する日</p>

四 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例

改 正 後	改 正 前
第4節 <u>工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例</u>	第4節 <u>収益及び費用の帰属時期の特例</u>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 1 款 リース譲渡
(廃 止)	<u>2-4-1 削 除</u>
(廃 止)	<p><u>(売買があったものとされたリース取引)</u></p> <p><u>2-4-2 賃貸人が受取リース料を賃貸料として収益の額に計上している場合</u> <u>において、法第 64 条の 2 第 1 項《リース取引に係る所得の金額の計算》の規</u> <u>定の適用によりリース資産（同項に規定するリース資産をいう。以下 2-4-</u> <u>2 において同じ。）の売買があったものとされたときは、賃貸人はそのリース</u> <u>取引（同項に規定するリース取引をいう。以下 2-4-2 において同じ。）に</u> <u>係る収益の額及び費用の額の計算につき、法第 63 条第 1 項《リース譲渡に係</u> <u>る収益及び費用の帰属事業年度》の規定を適用することができる。この場合</u> <u>には、そのリース期間（リース取引に係る契約において定められたリース資産の</u> <u>賃貸借期間をいう。以下 2-4-8 までにおいて同じ。）中に收受すべきリー</u> <u>ス料の額の合計額を令第 124 条《延払基準の方法》に規定する「リース譲渡の</u> <u>対価の額」として取り扱う。</u></p> <p><u>④1 そのリース取引が行われた日の属する事業年度後の事業年度において、</u> <u>当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らか</u> <u>になった場合には、当該明らかになった日の属する事業年度前の各事業年</u> <u>度についての当該リース取引に係る収益の額及び費用の額は、原則として</u> <u>令第 124 条に規定する延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の</u> <u>額とする。</u></p> <p><u>2 再リース料の額は、再リースをすることが明らかな場合を除き、リース</u> <u>譲渡（法第 63 条第 1 項に規定するリース譲渡をいう。以下 2-4-10 ま</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>でにおいて同じ。)の対価の額に含めないで、その收受すべき日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>3 本文及び④1の取扱いは、法第63条第5項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡には適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(延払損益の計算の基礎となる手数料の範囲)</u></p> <p><u>2-4-3 令第124条第1項第1号《延払基準の方法》に規定する手数料には、法人が外部に支払う販売手数料のほか、当該法人の使用人たる外交員等に対して支払う歩合給、手数料等で所得税法第204条《源泉徴収義務》に規定する報酬等に該当するものも含まれるが、その支払うべき手数料の額が賦払金の回収の都度その回収高に応じて確定することとなっている場合（頭金又は一定回数までの賦払金の回収を条件として手数料の額が確定することとなっている場合を除く。）における当該手数料を含まないものとする。</u></p> <p><u>④ この取扱いにより延払損益の計算の基礎となる手数料に含めないものの額は、その額が確定する都度その確定した日の属する事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>2-4-4 削 除</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(延払基準の計算単位)</u></p> <p><u>2-4-5 令第124条第1項《延払基準の方法》の規定による延払基準の方法による収益の額及び費用の額の計算は、原則としてそのリース譲渡ごとに行うのであるが、法人が継続して差益率のおおむね同じものごとその他合理的な区分ごと一括してその計算を行っている場合には、これを認める。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(時価以上の価額で資産を下取りした場合の対価の額)</u></p> <p><u>2-4-6 法人がリース譲渡を行うに当たり、頭金等として相手方の有する資産を下取りした場合において、当該資産につきその取得の時における価額を超える価額を取得価額としているときは、その超える部分の金額については取得価額に含めないものとし、その超える部分の金額に相当する値引きをしてリース譲渡を行ったものとして取り扱う。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(支払期日前に受領した手形)</u></p> <p><u>2-4-7 リース譲渡の賦払金のうち当該事業年度後に支払期日の到来するものについて法人が手形を受領した場合には、その受領した手形の金額は、令第124条第2項(賦払金割合)に規定する「支払を受けた金額」には含まれない。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)</u></p> <p><u>2-4-8 法人がリース譲渡を行った後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除してリース期間の中途において当該リース譲渡をした資産を取り戻した場合には、原則としてその資産を取り戻した日の属する事業年度において、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額から当該合計額のうちに含まれる利息に相当する金額を控除した金額をもって資産に計上するものとするが、法人がまだ支払の行われていないリース料の額の合計額又はその資産を取り戻した時における処分見込価額をもって資産に計上したときは、その計算を認めるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(契約の変更があった場合の取扱い)</u></p> <p><u>2-4-9 法第63条第1項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定によりその収益の額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>適用しているリース譲渡についてその後契約の変更があり、賦払金の支払期日又は各支払期日ごとの賦払金の額が異動した場合には、その変更後の支払期日及び各支払期日ごとの賦払金の額に基づいて同項の規定による延払基準の計算を行う。ただし、その変更前に既に支払期日の到来した賦払金の額については、この限りでない。</u></p> <p><u>(注) 同条第2項の規定の適用についても同様とする。</u></p> <p><u>(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)</u></p> <p><u>2-4-10 法第63条第1項《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定によりその収益の額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を適用しているリース譲渡に係る対価の額又は原価の額につきその後値増し、値引き等があったため当該リース譲渡に係る対価の額又は原価の額に異動を生じた場合には、その異動を生じた日の属する事業年度(以下2-4-10において「異動事業年度」という。)以後の各事業年度における当該対価の額又は原価の額に係る延払基準の方法の適用については、その異動後の対価の額又は原価の額(異動事業年度前の各事業年度において計上した部分の金額を除く。)及び異動事業年度開始の日以後に受けるべきリース料の額の合計額を基礎として2-4-9によりその計算を行うものとする。ただし、法人が、その値増し、値引き等に係る金額をこれらの事実の生じた日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入するとともに、延払基準の方法についてはその異動前の契約に基づいてその計算を行うこととしているときは、これを認める。</u></p> <p><u>同条第2項の規定の適用についても同様とする。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(通算制度の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定)</u></p> <p><u>2-4-11 令第127条第1項《通算制度の開始等に伴うリース譲渡に係る収益</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p>(工事の請負の範囲)</p> <p><u>2-4-1</u> 法第 63 条第 1 項 (工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)に規定する工事 (以下この節において「工事」という。) の請負には、設計・監理等の役務の提供のみの請負は含まれないのであるが、工事の請負と一体として請け負ったと認められるこれらの役務の提供の請負については、当該工事の請負に含まれることに留意する。</p> <p>(契約の意義)</p> <p><u>2-4-2</u> 法第 63 条第 1 項 (工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)に規定する「契約」とは、当事者間における請負に係る合意をいうのであるから、当該契約に関して契約書等の書面が作成されているどうかを問わないことに留意する</p> <p>(長期大規模工事に該当するかどうかの判定単位)</p> <p><u>2-4-3</u> 請け負った工事が法第 63 条第 1 項 (工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該工事に係る契約ごとに判定するのであるが、複数の契約書により工事の請負に係る契約が締結されている場合であって、当該契約に至った事情等からみ</p>	<p><u>及び費用の処理に関する規定の不適用)に規定する繰延長期割賦損益額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定については、12 の 7-2-7(2) (譲渡損益調整額等が 1,000 万円以上であるかどうかの判定単位等)の取扱いを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 款 工事の請負</p> <p>(工事の請負の範囲)</p> <p><u>2-4-12</u> 法第 64 条第 1 項 (長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する工事 (以下この款において「工事」という。) の請負には、設計・監理等の役務の提供のみの請負は含まれないのであるが、工事の請負と一体として請け負ったと認められるこれらの役務の提供の請負については、当該工事の請負に含まれることに留意する。</p> <p>(契約の意義)</p> <p><u>2-4-13</u> 法第 64 条第 1 項 (長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する「契約」とは、当事者間における請負に係る合意をいうのであるから、当該契約に関して契約書等の書面が作成されているどうかを問わないことに留意する</p> <p>(長期大規模工事に該当するかどうかの判定単位)</p> <p><u>2-4-14</u> 請け負った工事が法第 64 条第 1 項 (長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該工事に係る契約ごとに判定するのであるが、複数の契約書により工事の請負に係る契約が締結されている場合であって、当該契約に至った事情等か</p>

改 正 後	改 正 前
<p>てそれらの契約全体で一の工事を請け負ったと認められる場合には、当該工事に係る契約全体を一の契約として長期大規模工事に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。</p> <p>⑥ <u>2-1-1 ただし書の(1)イ</u>（<u>収益の計上の単位の通則</u>）に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合には、当該単位により判定を行うことに留意する。</p> <p>（<u>工事の目的物について個々に引渡し可能な場合の取扱い</u>）</p> <p><u>2-4-4</u> 工事の請負に係る一の契約においてその目的物について個々に引渡し可能な場合であっても、当該工事が<u>法第 63 条第 1 項</u>（<u>工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例</u>）に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該一の契約ごとに判定することに留意する。</p> <p>ただし、その目的物の性質、取引の内容並びに目的物ごとの請負の対価の額及び原価の額の区分の状況などに照らして、個々に独立した契約が一の契約書に一括して記載されていると認められる工事の請負については、当該個々に独立した契約ごとに長期大規模工事の判定を行うことができる。</p> <p>⑥ <u>2-1-1 ただし書の(1)ロ</u>（<u>収益の計上の単位の通則</u>）に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合（当該区分した単位ごとに対価の額が区分されている場合に限る。）には、当該単位により判定を行うことに留意する。</p> <p>（<u>長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い</u>）</p> <p><u>2-4-5</u> 長期大規模工事に該当する工事について、請負の対価の額の減額や工事期間の短縮があったこと等により、その着工事業年度後の事業年度において長期大規模工事に該当しないこととなった場合であって、その工事について</p>	<p>らみてそれらの契約全体で一の工事を請け負ったと認められる場合には、当該工事に係る契約全体を一の契約として長期大規模工事に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。</p> <p>⑥ <u>2-1-1(1)</u>に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合には、当該単位により判定を行うことに留意する。</p> <p>（<u>工事の目的物について個々に引渡し可能な場合の取扱い</u>）</p> <p><u>2-4-15</u> 工事の請負に係る一の契約においてその目的物について個々に引渡し可能な場合であっても、当該工事が<u>法第 64 条第 1 項</u>（<u>長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度</u>）に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該一の契約ごとに判定することに留意する。</p> <p>ただし、その目的物の性質、取引の内容並びに目的物ごとの請負の対価の額及び原価の額の区分の状況などに照らして、個々に独立した契約が一の契約書に一括して記載されていると認められる工事の請負については、当該個々に独立した契約ごとに長期大規模工事の判定を行うことができる。</p> <p>⑥ <u>2-1-1(2)</u>に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合（当該区分した単位ごとに対価の額が区分されている場合に限る。）には、当該単位により判定を行うことに留意する。</p> <p>（<u>長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い</u>）</p> <p><u>2-4-16</u> 長期大規模工事に該当する工事について、請負の対価の額の減額や工事期間の短縮があったこと等により、その着工事業年度後の事業年度において長期大規模工事に該当しないこととなった場合であって、その工事について</p>

改 正 後	改 正 前
<p>工事進行基準の適用をしないこととしたときであっても、その適用しないこととした事業年度前の各事業年度において計上した当該工事の請負に係る収益の額及び費用の額を既往に遡って修正することはしないのであるから留意する。</p> <p>(長期大規模工事の着手の日等の判定)</p> <p><u>2-4-6</u> 令第129条第7項(「<u>工事の請負</u>」(同条第10項の規定により準用される場合を含む。))に規定する「その<u>請け負った</u>工事の内容を完成するために行う一連の作業のうち重要な部分の作業」を開始した日がいつであるかについては、当該工事の種類及び性質、その工事に係る契約の内容、慣行等に応じその「重要な部分の作業」を開始した日として合理的であると認められる日のうち法人が継続して判定の基礎としている日によるものとする。</p> <p>(契約において手形で請負の対価の額が支払われることになっている場合の取扱い)</p> <p><u>2-4-7</u> 令第129条第2項(「<u>工事の請負</u>」)に規定する「支払われること」には、契約において定められている支払期日に手形により支払われる場合も含まれることに留意する。</p> <p>(進捗度に寄与しない原価等がある場合の工事進行基準の適用)</p> <p><u>2-4-8</u> 2-1-21の6(第2(「<u>履行義務の充足に係る進捗度</u>」))は、令第129条第3項(「<u>工事の請負</u>」)に規定する「進行割合」の算定について準用する。</p> <p>(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)</p>	<p>工事進行基準の適用をしないこととしたときであっても、その適用しないこととした事業年度前の各事業年度において計上した当該工事の請負に係る収益の額及び費用の額を既往に遡って修正することはしないのであるから留意する。</p> <p>(長期大規模工事の着手の日等の判定)</p> <p><u>2-4-17</u> 令第129条第7項(「<u>長期大規模工事に着手したかどうかの判定</u>」(同条第10項(「<u>長期大規模工事以外の工事に着手したかどうかの判定</u>」)の規定により準用される場合を含む。))に規定する「その<u>請け負った</u>工事の内容を完成するために行う一連の作業のうち重要な部分の作業」を開始した日がいつであるかについては、当該工事の種類及び性質、その工事に係る契約の内容、慣行等に応じその「重要な部分の作業」を開始した日として合理的であると認められる日のうち法人が継続して判定の基礎としている日によるものとする。</p> <p>(契約において手形で請負の対価の額が支払われることになっている場合の取扱い)</p> <p><u>2-4-18</u> 令第129条第2項(「<u>支払条件に係る長期大規模工事の判定</u>」)に規定する「支払われること」には、契約において定められている支払期日に手形により支払われる場合も含まれることに留意する。</p> <p>(進捗度に寄与しない原価等がある場合の工事進行基準の適用)</p> <p><u>2-4-18の2</u> 2-1-21の6(第2)は、令第129条第3項(「<u>工事進行基準の方法</u>」)に規定する「進行割合」の算定について準用する。</p> <p>(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2-4-9 法人が、当該事業年度終了の時に於いて見込まれる工事損失の額(その時の現況により見積もられる工事の原価の額が、その請負に係る収益の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。)のうち当該工事に関して既に計上した損益の額を控除した残額(以下「工事損失引当金相当額」という。)を、当該事業年度に係る工事原価の額として計上している場合であっても、そのことをもって、<u>法第 63 条第 2 項</u> (<u>「工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例」</u>) に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない。</p> <p>この場合において、当該工事損失引当金相当額は、同項の規定により当該事業年度において損金の額に算入されることとなる工事の請負に係る費用の額には含まれないことに留意する。</p> <p>(外貨建工事に係る契約の時に於ける為替相場)</p> <p>2-4-10 令第 129 条第 1 項 (<u>「工事の請負」</u>) に規定する「契約の時に於ける外国為替の売買相場による円換算額」は、その外貨建工事(請負の対価の額の支払が外国通貨で行われるべきこととされている工事をいう。以下 <u>2-4-12</u> までにおいて同じ。)の請負の対価の額を 13 の 2-1-2 (<u>「外貨建取引及び発生時換算法の円換算」</u>) の本文及び④ 1 から 3 までに定める為替相場(当該外貨建工事の契約の日を同通達に定める取引日とした場合の為替相場をいう。)により円換算した金額とする。</p> <p>④ 契約の日までに当該外貨建工事の請負の対価の額の全部又は一部について先物外国為替契約等(法第 61 条の 8 第 2 項 (<u>「外貨建取引の換算」</u>)) に規定する先物外国為替契約等をいう。)により円換算額を確定させている場合であっても、令第 129 条第 1 項に規定する「契約の時に於ける外国為替の売買相場による円換算額」は、本通達の本文により円換算した金額とすることに留意</p>	<p>2-4-19 法人が、当該事業年度終了の時に於いて見込まれる工事損失の額(その時の現況により見積もられる工事の原価の額が、その請負に係る収益の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。)のうち当該工事に関して既に計上した損益の額を控除した残額(以下「工事損失引当金相当額」という。)を、当該事業年度に係る工事原価の額として計上している場合であっても、そのことをもって、<u>法第 64 条第 2 項</u> (<u>「長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度」</u>) に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない。</p> <p>この場合において、当該工事損失引当金相当額は、同項の規定により当該事業年度において損金の額に算入されることとなる工事の請負に係る費用の額には含まれないことに留意する。</p> <p>(外貨建工事に係る契約の時に於ける為替相場)</p> <p>2-4-20 令第 129 条第 1 項 (<u>「長期大規模工事の判定」</u>) に規定する「契約の時に於ける外国為替の売買相場による円換算額」は、その外貨建工事(請負の対価の額の支払が外国通貨で行われるべきこととされている工事をいう。以下 <u>2-4-22</u> までにおいて同じ。)の請負の対価の額を 13 の 2-1-2 (<u>「外貨建取引及び発生時換算法の円換算」</u>) の本文及び④ 1 から 3 までに定める為替相場(当該外貨建工事の契約の日を同通達に定める取引日とした場合の為替相場をいう。)により円換算した金額とする。</p> <p>④ 契約の日までに当該外貨建工事の請負の対価の額の全部又は一部について先物外国為替契約等(法第 61 条の 8 第 2 項 (<u>「先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算」</u>)) に規定する先物外国為替契約等をいう。)により円換算額を確定させている場合であっても、令第 129 条第 1 項に規定する「契約の時に於ける外国為替の売買相場による円換算額」は、本</p>

改 正 後	改 正 前
<p>する。</p> <p>(外貨建工事の請負の対価の額が増額又は減額された場合の取扱い)</p> <p>2-4-11 外貨建工事について、契約後、値増しや追加工事等又は値引きや工事の削減等があったことによりその請負の対価の額が増額又は減額された場合における令第129条第1項(「<u>工事の請負</u>」)の規定の適用については、当該外貨建工事に係る当該増額後又は減額後の請負の対価の額を、当該外貨建工事に係る契約時の外国為替の売買相場(当該外貨建工事につき2-4-10(「<u>外貨建工事に係る契約の時にける為替相場</u>」)による円換算に用いた外国為替の売買相場をいう。)により円換算した金額とすることに留意する。</p> <p>(外貨建工事の工事進行基準の計算)</p> <p>2-4-12 外貨建工事における令第129条第3項(「<u>工事の請負</u>」)の規定による計算は、例えば、当該計算の基礎となる金額につき全て円換算後の金額に基づき計算する方法又は当該計算の基礎となる金額につき全て外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行う方法など、法人が当該外貨建工事につき継続して適用する合理的な方法によるものとする。</p> <p>また、当該計算の基礎となる金額について円換算を行う場合には、13の2-1-2(「<u>外貨建取引及び発生時換算法の円換算</u>」)、13の2-1-3(「<u>多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算</u>」)、13の2-1-4(「<u>先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等</u>」)及び13の2-1-5(「<u>前渡金等の振替え</u>」)によることに留意する。</p> <p>④ 同項に規定する「<u>工事に係る進行割合</u>」の計算については、工事の進行の割合を示すものとして合理的と認められるものに基づいて計算した割合によることができるのであるから留意する。</p>	<p>通達の本文により円換算した金額とすることに留意する。</p> <p>(外貨建工事の請負の対価の額が増額又は減額された場合の取扱い)</p> <p>2-4-21 外貨建工事について、契約後、値増しや追加工事等又は値引きや工事の削減等があったことによりその請負の対価の額が増額又は減額された場合における令第129条第1項(「<u>長期大規模工事の判定</u>」)の規定の適用については、当該外貨建工事に係る当該増額後又は減額後の請負の対価の額を、当該外貨建工事に係る契約時の外国為替の売買相場(当該外貨建工事につき2-4-20による円換算に用いた外国為替の売買相場をいう。)により円換算した金額とすることに留意する。</p> <p>(外貨建工事の工事進行基準の計算)</p> <p>2-4-22 外貨建工事における令第129条第3項(「<u>工事進行基準の方法</u>」)の規定による計算は、例えば、当該計算の基礎となる金額につき全て円換算後の金額に基づき計算する方法又は当該計算の基礎となる金額につき全て外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行う方法など、法人が当該外貨建工事につき継続して適用する合理的な方法によるものとする。</p> <p>また、当該計算の基礎となる金額について円換算を行う場合には、13の2-1-2(「<u>外貨建取引及び発生時換算法の円換算</u>」)、13の2-1-3(「<u>多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算</u>」)、13の2-1-4(「<u>先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等</u>」)及び13の2-1-5(「<u>前渡金等の振替え</u>」)によることに留意する。</p> <p>④ 同項に規定する「<u>工事に係る進行割合</u>」の計算については、工事の進行の割合を示すものとして合理的と認められるものに基づいて計算した割合によることができるのであるから留意する。</p>

五 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>7-1-9 令第13条第8号ナ(減価償却資産の範囲)に規定する電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで(用語)に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。</p>	<p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>7-1-9 令第13条第8号ネ(減価償却資産の範囲)に規定する電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで(用語)に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。</p>

六 償却費の損金経理

改 正 後	改 正 前
<p><u>(減価償却資産の償却費の損金経理額に含まれるもの)</u></p> <p>7-5-3 法第64条の2第1項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース資産に係る法第31条第1項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する「その償却費として損金経理をした金額」には、<u>内国法人が当該リース資産についてその確定した決算において当該リース資産に係る使用権資産(賃借人が原資産(2-1-1ただし書の(2)(㉔)(2)(収益の計上の単位の通則)に定める原資産をいう。)をリース期間(7-6の2-10の2)(賃借人の会計リース期間をリース期間とする場合の取扱い)に定める賃借人の会計リース期間をいう。)にわたり使用する権利を表す資産として財務諸表に記載されるものをいう。)の減価償却費として経理した金額が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

七 リース資産の償却等

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>(所有権移転外リース取引に該当しないリース取引に準ずるものの意義)</p> <p>7-6の2-1 令第48条の2第5項第5号(減価償却資産の償却の方法)に規定する「これらに準ずるもの」として同号に規定する所有権移転外リース取引(以下この節において「所有権移転外リース取引」という。)に該当しないものとは、例えば、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) リース期間(法第64条の2第3項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引(以下この節において「リース取引」という。)に係る契約において定められたリース資産(同条第1項に規定するリース資産をいう。以下この節において同じ。)の賃貸借期間をいう。以下この節において同じ。)の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースをすることがリース契約(リース取引に係る契約をいう。以下この節において同じ。)において定められているリース取引(リース契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)</p> <p>(2) 賃貸人に対してそのリース取引に係るリース資産の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引</p> <p>(著しく有利な価額で買い取るものであることにより権利行使が確実と見込まれるものに該当するものの例示)</p> <p>7-6の2-2 リース期間終了の時又はリース期間の中途においてリース資産</p>	<p style="text-align: center;">第 1 款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>(所有権移転外リース取引に該当しないリース取引に準ずるものの意義)</p> <p>7-6の2-1 令第48条の2第5項第5号(所有権移転外リース取引)に規定する「これらに準ずるもの」として同号に規定する所有権移転外リース取引(以下この節において「所有権移転外リース取引」という。)に該当しないものとは、例えば、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) リース期間(法第64条の2第3項(リース取引の範囲)に規定するリース取引(以下この節において「リース取引」という。)に係る契約において定められたリース資産(同条第1項に規定するリース資産をいう。以下この節において同じ。)の賃貸借期間をいう。以下この節において同じ。)の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースをすることがリース契約(リース取引に係る契約をいう。以下この節において同じ。)において定められているリース取引(リース契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)</p> <p>(2) 賃貸人に対してそのリース取引に係るリース資産の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引</p> <p>(著しく有利な価額)</p> <p>7-6の2-2 リース期間終了の時又はリース期間の中途においてリース資産</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を買い取る権利が与えられているリース取引のうち、賃借人がそのリース資産を買い取る権利に基づき当該リース資産を購入する場合の対価の額が、賃貸人において当該リース資産につき令第56条（減価償却資産の耐用年数、償却率等）に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この節において「耐用年数」という。）を基礎として定率法により計算するものとした場合におけるその購入時の未償却残額に相当する金額（当該未償却残額が当該リース資産の取得価額の5%相当額を下回る場合には、当該5%相当額）以上の金額とされている<u>ものであっても、当該対価の額が当該権利行使時の公正な市場価額に比し著しく下回るものについては、令第48条の2第5項第5号ロ（減価償却資産の償却の方法）に規定する「当該権利が目的資産を著しく有利な価額で買い取るものであること……により当該権利が行使されることが確実であると見込まれるもの」に該当する。</u></p> <p>（専属使用のリース資産）</p> <p>7-6の2-3 次に掲げるリース取引は、令第48条の2第5項第5号ハ（<u>減価償却資産の償却の方法</u>）に規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」に該当することに留意する。</p> <p>(1) 建物、建物附属設備又は構築物（建設工事等の用に供する簡易建物、広告用の構築物等で移設が比較的容易に行い得るもの又は賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなものを除く。）を対象とするリース取引</p> <p>(2) 機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況</p>	<p>を買い取る権利が与えられているリース取引について、賃借人がそのリース資産を買い取る権利に基づき当該リース資産を購入する場合の対価の額が、賃貸人において当該リース資産につき令第56条（減価償却資産の耐用年数、償却率等）に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この節において「耐用年数」という。）を基礎として定率法により計算するものとした場合におけるその購入時の未償却残額に相当する金額（当該未償却残額が当該リース資産の取得価額の5%相当額を下回る場合には、当該5%相当額）以上の金額とされている<u>場合は、当該対価の額が当該権利行使時の公正な市場価額に比し著しく下回るものでない限り、当該対価の額は令第48条の2第5項第5号ロ（所有権移転外リース取引）に規定する「著しく有利な価額」に該当しないものとする。</u></p> <p>（専属使用のリース資産）</p> <p>7-6の2-3 次に掲げるリース取引は、令第48条の2第5項第5号ハ（<u>所有権移転外リース取引</u>）に規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」に該当することに留意する。</p> <p>(1) 建物、建物附属設備又は構築物（建設工事等の用に供する簡易建物、広告用の構築物等で移設が比較的容易に行い得るもの又は賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなものを除く。）を対象とするリース取引</p> <p>(2) 機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況</p>

改 正 後	改 正 前
<p>等に合わせて特別な仕様により製作されたものであるため、当該賃貸人が当該リース資産の返還を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であって、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引</p> <p>(専用機械装置等に該当しないもの)</p> <p>7-6の2-4 次に掲げる機械装置等を対象とするリース取引は、<u>7-6の2-3(2)《専属使用のリース資産》</u>に掲げるリース取引には該当しないものとする。</p> <p>(1) 一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等</p> <p>(2) その主要部分が一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等で、その附属部分が特別の仕様を有するもの</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる機械装置等以外の機械装置等で、改造を要しないで、又は一部改造の上、容易に同業者等において実際に使用できると認められるもの</p> <p>(形式基準による専用機械装置等の判定)</p> <p>7-6の2-5 機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の100分の80に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令第48条の2第5項第5号ハ(減価償却資産の償却の方法)に規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。</p>	<p>等に合わせて特別な仕様により製作されたものであるため、当該賃貸人が当該リース資産の返還を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であって、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引</p> <p>(専用機械装置等に該当しないもの)</p> <p>7-6の2-4 次に掲げる機械装置等を対象とするリース取引は、<u>7-6の2-3の(2)に定める</u>リース取引には該当しないものとする。</p> <p>(1) 一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等</p> <p>(2) その主要部分が一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等で、その附属部分が特別の仕様を有するもの</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる機械装置等以外の機械装置等で、改造を要しないで、又は一部改造の上、容易に同業者等において実際に使用できると認められるもの</p> <p>(形式基準による専用機械装置等の判定)</p> <p>7-6の2-5 機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の100分の80に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令第48条の2第5項第5号ハ(所有権移転外リース取引)に規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(識別困難なリース資産)</p> <p>7-6の2-6 令第48条の2第5項第5号ハ(減価償却資産の償却の方法)に規定する「当該目的資産の識別が困難であると認められるもの」かどうかは、賃貸人及び賃借人において、そのリース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が特定できるように管理されているかどうかにより判定するものとする。</p> <p>(相当短いものの意義)</p> <p>7-6の2-7 令第48条の2第5項第5号ニ(減価償却資産の償却の方法)に規定する「相当短いもの」とは、リース期間がリース資産の耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を下回る期間であるものをいう。</p> <p>④1 一のリース取引において耐用年数の異なる数種の資産を取引の対象としている場合(当該数種の資産について、同一のリース期間を設定している場合に限る。)において、それぞれの資産につき耐用年数を加重平均した年数(賃借人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウェイトを計算の基礎として算定した年数をいう。)により判定を行っているときは、これを認めるものとする。</p> <p>2 再リースをすることが明らかな場合には、リース期間に再リースの期間を含めて判定する。</p> <p>(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)</p> <p>7-6の2-8 賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る</p>	<p>(識別困難なリース資産)</p> <p>7-6の2-6 令第48条の2第5項第5号ハ(所有権移転外リース取引)に規定する「当該目的資産の識別が困難であると認められるもの」かどうかは、賃貸人及び賃借人において、そのリース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が特定できるように管理されているかどうかにより判定するものとする。</p> <p>(相当短いものの意義)</p> <p>7-6の2-7 令第48条の2第5項第5号ニ(所有権移転外リース取引)に規定する「相当短いもの」とは、リース期間がリース資産の耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を下回る期間であるものをいう。</p> <p>④1 一のリース取引において耐用年数の異なる数種の資産を取引の対象としている場合(当該数種の資産について、同一のリース期間を設定している場合に限る。)において、それぞれの資産につき耐用年数を加重平均した年数(賃借人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウェイトを計算の基礎として算定した年数をいう。)により判定を行っているときは、これを認めるものとする。</p> <p>2 再リースをすることが明らかな場合には、リース期間に再リースの期間を含めて判定する。</p> <p>(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)</p> <p>7-6の2-8 賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る</p>

改 正 後	改 正 前
<p>既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなリース取引については、令第48条の2第5項第5号ニ（減価償却資産の償却の方法）に規定する「賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるもの」には該当しないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第2款 賃借人の処理</p> <p>（賃借人におけるリース資産の取得価額）</p> <p>7-6の2-9 賃借人におけるリース資産の取得価額は、原則としてそのリース期間中のリース料の額の合計額による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、当該リース料の額の合計額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。</p> <p>④1 再リース料の額は、原則として、リース資産の取得価額に算入しない。 ただし、再リースをすることが明らかな場合には、当該再リース料の額は、リース資産の取得価額に含まれる。</p> <p>2 リース資産を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。</p> <p>3 本文ただし書の適用を受ける場合には、当該利息相当額は、<u>リース期間</u>の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する。</p> <p>（リース期間終了の時に賃借人がリース資産を購入した場合の取得価額等）</p> <p>7-6の2-10 賃借人がリース期間終了の時にそのリース取引の目的物であった資産を購入した場合（そのリース取引が令第48条の2第5項第5号イ（減価</p>	<p>既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなリース取引については、令第48条の2第5項第5号ニ（所有権移転外リース取引）に規定する「賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるもの」には該当しないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第2款 賃借人の処理</p> <p>（賃借人におけるリース資産の取得価額）</p> <p>7-6の2-9 賃借人におけるリース資産の取得価額は、原則としてそのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、当該リース料の額の合計額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。</p> <p>④1 再リース料の額は、原則として、リース資産の取得価額に算入しない。 ただし、再リースをすることが明らかな場合には、当該再リース料の額は、リース資産の取得価額に含まれる。</p> <p>2 リース資産を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。</p> <p>3 本文ただし書の適用を受ける場合には、当該利息相当額は<u>リース期間</u>の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する。</p> <p>（リース期間終了の時に賃借人がリース資産を購入した場合の取得価額等）</p> <p>7-6の2-10 賃借人がリース期間終了の時にそのリース取引の目的物であった資産を購入した場合（そのリース取引が令第48条の2第5項第5号イ若しく</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>償却資産の償却の方法</u>に掲げるもの若しくは同号口の権利が当該資産を著しく有利な価額で買い取るものである場合における同号口に掲げるもの又はこれらに準ずるものに該当する場合を除く。)には、その購入の直前における当該資産の取得価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とし、当該資産に係るその後の償却限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により計算する。</p> <p>(1) 当該資産に係るリース取引が所有権移転リース取引（所有権移転外リース取引に該当しないリース取引をいう。）であった場合 引き続き当該資産について採用している償却の方法により計算する。</p> <p>(2) 当該資産に係るリース取引が所有権移転外リース取引であった場合 法人が当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産（リース資産に該当するものを除く。以下同じ。）について採用している償却の方法に応じ、それぞれ次により計算する。</p> <p>イ その採用している償却の方法が定率法である場合 当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数に応ずる償却率、改定償却率及び保証率により計算する。</p> <p>ロ その採用している償却の方法が定額法である場合 その購入の直前における当該資産の帳簿価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とみなし、当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数から当該資産に係るリース期間を控除した年数（その年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。）に応ずる償却率により計算する。</p> <p>(註) 事業年度中途にリース期間が終了する場合の当該事業年度の償却限度額は、リース期間終了の日以前の期間につきリース期間定額法により計算した金額とリース期間終了の日後の期間につき(2)により計算した金額の合</p>	<p>はロ（<u>所有権移転外リース取引</u>）に掲げるもの又はこれらに準ずるものに該当する場合を除く。）には、その購入の直前における当該資産の取得価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とし、当該資産に係るその後の償却限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により計算する。</p> <p>(1) 当該資産に係るリース取引が所有権移転リース取引（所有権移転外リース取引に該当しないリース取引をいう。）であった場合 引き続き当該資産について採用している償却の方法により計算する。</p> <p>(2) 当該資産に係るリース取引が所有権移転外リース取引であった場合 法人が当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産（リース資産に該当するものを除く。以下同じ。）について採用している償却の方法に応じ、それぞれ次により計算する。</p> <p>イ その採用している償却の方法が定率法である場合 当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数に応ずる償却率、改定償却率及び保証率により計算する。</p> <p>ロ その採用している償却の方法が定額法である場合 その購入の直前における当該資産の帳簿価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とみなし、当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数から当該資産に係るリース期間を控除した年数（その年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。）に応ずる償却率により計算する。</p> <p>(註) 事業年度中途にリース期間が終了する場合の当該事業年度の償却限度額は、リース期間終了の日以前の期間につきリース期間定額法により計算した金額とリース期間終了の日後の期間につき(2)により計算した金額の合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>計額による。</p> <p><u>(賃借人の会計リース期間をリース期間とする場合の取扱い)</u></p> <p><u>7-6の2-10の2 賃借人が、賃借人の会計リース期間を用いて経理を行っているリース資産に係る令第48条の2第1項第6号(減価償却資産の償却の方法)の規定又はこの節における各通達の適用に当たっては、当該賃借人の会計リース期間を同号の「リース期間」又は当該各通達の「リース期間」とする。</u></p> <p><u>(注) 本文の賃借人の会計リース期間とは、賃借人が原資産(2-1-1ただし書の(2)(注)(2)(収益の計上の単位の通則)に定める原資産をいう。以下この節において同じ。)を使用する権利を有する解約不能期間(2-1-29(注)4(1)(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)に定める解約不能期間をいう。)に次の(1)及び(2)の期間を加えた期間をリース期間としている場合の当該リース期間をいう。</u></p> <p><u>(1) 賃借人が行使することが合理的に確実であるリース(2-1-1ただし書の(2)(注)(1)に定めるリースをいう。以下この節において同じ。)の延長オプションの対象期間</u></p> <p><u>(2) 賃借人が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間</u></p> <p style="text-align: center;">第3款 賃貸人の処理</p> <p>(リース期間の終了に伴い返還を受けた資産の取得価額)</p> <p><u>7-6の2-11 リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引の目的物であった資産の返還を受けた場合には、賃貸人は当該リース期間終了の時に当該資産を取得したものとする。この場合における当該資産の取得価額は、</u></p>	<p>計額による。</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第3款 賃貸人の処理</p> <p>(リース期間の終了に伴い返還を受けた資産の取得価額)</p> <p><u>7-6の2-11 リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引の目的物であった資産の返還を受けた場合には、賃貸人は当該リース期間終了の時に当該資産を取得したものとする。この場合における当該資産の取得価額は、</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>原則として、返還の時の価額による。</p> <p>リース期間の終了に伴い再リースをする場合についても、<u>同様</u>とする。</p> <p>(リース期間の終了に伴い取得した資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>7-6の2-12 リース期間の終了に伴い貸借人が賃借人からそのリース取引の目的物であった資産を取得した場合における当該資産の耐用年数は、次のいずれかの年数によることができる。</p> <p>(1) 当該資産につき適正に見積もったその取得後の使用可能期間の年数</p> <p>(2) 次の場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる年数(その年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。)</p> <p>イ 当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数以上である場合 当該耐用年数の20%に相当する年数</p> <p>ロ 当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数に満たない場合 当該耐用年数からリース期間を控除した年数に、当該リース期間の20%に相当する年数を加算した年数</p> <p style="text-align: center;">第4款 その他</p>	<p>原則として、返還の時の価額による。<u>ただし、当該資産に係るリース契約に残価保証額の定めがある場合における当該資産の取得価額は、当該残価保証額とする。</u></p> <p>リース期間の終了に伴い再リースをする場合についても<u>同様</u>とする。</p> <p><u>(注) 残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該リース取引に係る賃借人その他の者がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。</u></p> <p>(リース期間の終了に伴い取得した資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>7-6の2-12 リース期間の終了に伴い貸借人が賃借人からそのリース取引の目的物であった資産を取得した場合における当該資産の耐用年数は、次のいずれかの年数によることができる。</p> <p>(1) 当該資産につき適正に見積もったその取得後の使用可能期間の年数</p> <p>(2) 次の場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる年数(その年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。)</p> <p>イ 当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数以上である場合 当該耐用年数の20%に相当する年数</p> <p>ロ 当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数に満たない場合 当該耐用年数からリース期間を控除した年数に、当該リース期間の20%に相当する年数を加算した年数</p> <p style="text-align: center;">第4款 その他</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(賃貸借期間等に含まれる再リース期間)</p> <p>7-6の2-13 令第48条第1項第6号(減価償却資産の償却の方法)に規定する「賃貸借の期間」には、改正前リース取引(同号に規定する改正前リース取引をいう。以下7-6の2-15において同じ。)のうち再リースをすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。</p> <p>令第48条の2第5項第7号(減価償却資産の償却の方法)に規定する「リース期間」、令第49条の2第1項(リース賃貸資産の償却の方法の特例)に規定する「改定リース期間」及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令(令和7年政令第121号)附則第7条第2項(減価償却資産の償却の方法に関する経過措置)に規定する「改定リース期間」についても、同様とする。</p> <p>(国外リース資産に係る見積残存価額)</p> <p>7-6の2-14 賃貸人が、令第48条第5項第2号(減価償却資産の償却の方法)に規定する見積残存価額について、リース料の算定に当たって国外リース資産(同条第1項第6号に規定する国外リース資産をいう。以下7-6の2-15までにおいて同じ。)の取得価額及びその取引に係る付随費用(国外リース資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額としている場合は、これを認める。</p> <p>(減価償却に関する明細書)</p> <p>7-6の2-16 令第63条第1項(減価償却に関する明細書の添付)の規定の適用において、同項に規定する「第131条の2第3項(リース取引の範囲)の規定</p>	<p>(賃貸借期間等に含まれる再リース期間)</p> <p>7-6の2-13 令第48条第1項第6号(旧国外リース期間定額法)に規定する「賃貸借の期間」には、改正前リース取引(同号に規定する改正前リース取引をいう。以下7-6の2-15において同じ。)のうち再リースをすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。</p> <p>令第48条の2第1項第6号(リース期間定額法)に規定する「リース期間」及び令第49条の2第1項(旧リース期間定額法)に規定する「改定リース期間」についても同様とする。</p> <p>(国外リース資産に係る見積残存価額)</p> <p>7-6の2-14 賃貸人が、令第48条第5項第2号(見積残存価額の意義)に規定する見積残存価額について、リース料の算定に当たって国外リース資産(同条第1項第6号(旧国外リース期間定額法)に規定する国外リース資産をいう。以下7-6の2-15までにおいて同じ。)の取得価額及びその取引に係る付随費用(国外リース資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額としている場合は、これを認める。</p> <p>(減価償却に関する明細書)</p> <p>7-6の2-16 令第63条第1項(減価償却に関する明細書の添付)の規定の適用において、同項に規定する「第131条の2第3項(リース取引の範囲)の規定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>により償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされる金額」に該当するものであっても、例えば、リース期間におけるリース料の額が均等でないため、当該事業年度において<u>リース資産に係る償却費として損金経理をした金額とされた賃借料</u><u>その他当該リース資産を賃借するために支出した費用の額</u>と当該事業年度のリース資産に係る償却限度額とが異なることとなるものについては、減価償却に関する明細書を用いるなどして償却超過額又は償却不足額の計算をすることに留意する。</p> <p><u>(リースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合の取扱い)</u></p> <p><u>7-6の2-17</u> <u>リースを含む契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合において、次に掲げる方法により経理しているときは、当該方法により区分された後の当該リースを構成する部分に係るリース資産の取得価額とされるべき金額について法第31条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）その他の減価償却に関する規定及びこの章の取扱いを適用する。</u></p> <p><u>(1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分ける方法</u></p> <p><u>(2) 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び当該法人の営業における用途が類似する原資産のグループごとに、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする方法</u></p>	<p>により償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされる金額」に該当するものであっても、例えば、リース期間におけるリース料の額が均等でないため、当該事業年度において償却費として損金経理をした金額とされた賃借料の額と当該事業年度のリース資産に係る償却限度額とが異なることとなるものについては、減価償却に関する明細書を用いるなどして償却超過額又は償却不足額の計算をすることに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

八 リース取引の意義等

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第12章の5 リース取引及び賃貸借取引</p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>リース取引の意義等</u></p> <p><u>(資産の賃貸借の範囲)</u></p> <p><u>12の5-1-1 法第64条の2第3項(リース取引に係る所得の金額の計算)の</u> <u>「資産の賃貸借」には、民法第601条(賃貸借)の規定により効力を生ずることとなる契約に基づく行為のほか、資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する行為も含まれることに留意する。</u></p> <p>(解除をすることができないものに準ずるものの意義)</p> <p><u>12の5-1-2 法第64条の2第3項第1号(リース取引に係る所得の金額の計算)</u>に規定する「これに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 資産の賃貸借に係る契約に解約禁止条項がない場合であって、賃借人が契約違反をした場合又は解約をする場合において、賃借人が、当該賃貸借に係る賃貸借期間のうちの未経過期間に対応するリース料の額の合計額のおおむね全部(原則として100分の90以上)を支払うこととされているもの</p> <p>(2) 資産の賃貸借に係る契約において、当該賃貸借期間中に解約をする場合の条項として次のような条件が付されているもの</p> <p>イ 賃貸借資産(当該賃貸借の目的となる資産をいう。以下この節において同じ。)を更新するための解約で、その解約に伴いより性能の高い機種又はおおむね同一の機種を同一の賃貸人から賃貸を受ける場合は解約金の支払を要しないこと。</p> <p>ロ イ以外の場合には、未経過期間に対応するリース料の額の合計額(賃貸借資産を処分することができたときは、その処分価額の全部又は一部を控</p>	<p style="text-align: center;">第12章の5 リース取引</p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>リース取引の意義</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(解除をすることができないものに準ずるものの意義)</p> <p><u>12の5-1-1 法第64条の2第3項第1号(リース取引の定義)</u>に規定する「これに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 資産の賃貸借に係る契約に解約禁止条項がない場合であって、賃借人が契約違反をした場合又は解約をする場合において、賃借人が、当該賃貸借に係る賃貸借期間のうちの未経過期間に対応するリース料の額の合計額のおおむね全部(原則として100分の90以上)を支払うこととされているもの</p> <p>(2) 資産の賃貸借に係る契約において、当該賃貸借期間中に解約をする場合の条項として次のような条件が付されているもの</p> <p>イ 賃貸借資産(当該賃貸借の目的となる資産をいう。以下12の5-1-2までにおいて同じ。)を更新するための解約で、その解約に伴いより性能の高い機種又はおおむね同一の機種を同一の賃貸人から賃貸を受ける場合は解約金の支払を要しないこと。</p> <p>ロ イ以外の場合には、未経過期間に対応するリース料の額の合計額(賃貸借資産を処分することができたときは、その処分価額の全部又は一部を控</p>

改 正 後	改 正 前
<p>除した額) を解約金とすること。</p> <p>(廃 止)</p>	<p>除した額) を解約金とすること。</p> <p><u>(おおむね100分の90の判定等)</u></p> <p><u>12の5-1-2 令第131条の2第2項に規定する「おおむね100分の90」の判定に当たって、次の点については、次のとおり取り扱うことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>資産の賃貸借に係る契約等において、賃借人が賃貸借資産を購入する権利を有し、当該権利の行使が確実であると認められる場合には、当該権利の行使により購入するときの購入価額をリース料の額に加算する。この場合、その契約書等に当該購入価額についての定めがないときは、残価に相当する金額を購入価額とする。</u></p> <p>(2) <u>残価とは、賃借人におけるリース料の額の算定に当たって賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用（賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃借人が支出する費用をいう。）の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額をいう。以下この章において同じ。</u></p> <p>(3) <u>資産の賃貸借に係る契約等において、中途解約に伴い賃貸借資産を賃借人が処分し、未経過期間に対応するリース料の額からその処分価額の全部又は一部を控除した額を賃借人が支払うこととしている場合には、当該全部又は一部に相当する金額を賃借人が支払うこととなる金額に加算する。</u></p> <p><u>12の5-1-1に定める「おおむね全部」の判定に当たっても、同様とする。</u></p> <p>(3) <u>賃貸借資産の取得者である賃借人に対し交付された補助金等（当該補助金等の交付に当たり賃借料の減額が条件とされているものに限る。）がある場合には、同項の「賃借人が支払う賃借料の金額の合計額」は、当該賃貸借に係る契約等に基づく賃借料の金額の合計額に当該減額相当額を加算した金額による。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(リース取引の判定)</u></p> <p><u>12 の 5-1-3 資産の賃貸借が法第 64 条の 2 第 3 項各号 (リース取引に係る所得の金額の計算) に掲げる要件に該当するかどうかを判定する場合において、当該資産の賃貸借が次のいずれかに該当するときは、当該資産の賃貸借は、同項第 2 号に掲げる要件に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 賃貸人の会計リース料の現在価値が、原資産の現金購入価額のおおむね 90%以上であること。</u></p> <p><u>(2) 賃貸人の会計リース期間が、原資産の経済的耐用年数のおおむね 75%以上であること (原資産の特性、経済的耐用年数の長さ、原資産の中古市場の存在等を考慮した場合に、(1)による判定が 90%を大きく下回ることが明らかな場合を除く。)</u></p> <p><u>(注) 1 本文(1)及び(2)の次に掲げる用語の意義は、それぞれ次による。以下この章において同じ。</u></p> <p><u>(1) 賃貸人の会計リース料 賃借人が賃貸人の会計リース期間中に原資産を使用する権利に関して行う賃貸人に対する支払であり、リース (2-1-1 ただし書の(2)(注)(1) (収益の計上の単位の通則) に定めるリースをいう。以下この章において同じ。) において合意された使用料をいう。ただし、残価保証 (リース期間 (リース契約において定められた賃貸借期間をいう。以下この章において同じ。) 終了の時に賃貸借資産の処分価額が当該リースに係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該リースに係る賃借人その他の者がその賃貸人に支払うことにつき保証がされている場合における当該保証</u></p>	<p><u>(注) 「減額相当額」は、賃借人における賃貸借資産の取得価額には算入しない。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>をいう。以下この章において同じ。）がある場合には、当該残価保証の額を含むものとし、契約におけるリースを構成しない部分に配分する対価及び将来の業績等により変動する使用料が含まれる場合には、これを含まないものとする。</u></p> <p><u>(2) 原資産 2-1-1 ただし書の(2)(㉔)(2)に定める原資産をいう。</u></p> <p><u>(3) 賃借人の会計リース期間 2-1-29 ㉔(4) (賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期) に定める賃借人の会計リース期間をいう。</u></p> <p><u>(4) 経済的耐用年数 資産の賃貸借の時ににおける賃貸借資産の性能、規格、陳腐化の状況等を考慮して見積もった経済的使用可能予測期間を用いて計算した年数をいう。</u></p> <p><u>2 賃借人が本文の判定を行う場合には、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 本文(1)の「賃借人の会計リース料」を次のとおり読み替える。</u></p> <p><u>賃借人の会計リース料 (賃借人が賃借人の会計リース期間 (7-6 の 2-10 の 2 (㉔) (賃借人の会計リース期間をリース期間とする場合の取扱い) に定める賃借人の会計リース期間をいう。以下この章において同じ。) 中に原資産を使用する権利に関して行う賃借人に対する支払であり、次のもので構成される使用料をいう。以下この章において同じ。)</u></p> <p><u>イ 賃借人の固定リース料 (賃借人が賃借人の会計リース期間中に原資産を使用する権利に関して行う賃借人に対する支払であり、賃借人の変動リース料 (賃借人が賃借人の会計リース期間中に原資産を使用する権利に関して行う賃借人に対する支払である使用料のうち、リース開始日以後に発生する事象又は状況の変化で時の経過によるもの以外のものにより変動する部分をいう。以下 12 の 5-1-3 において同じ。) 以外の使用料をいう。)</u></p> <p><u>ロ 指数又はレートに応じて決まる賃借人の変動リース料</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>ハ <u>残価保証に係る賃借人による支払見込額</u></p> <p>ニ <u>賃借人が行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価額</u></p> <p>ホ <u>リースの解約に対する違約金の賃借人による支払額（賃借人の会計リース期間に賃借人による解約オプションの行使を反映している場合に限る。）</u></p> <p><u>(2) 本文(2)の「賃貸人の会計リース期間」を「賃借人の会計リース期間」と読み替える。</u></p> <p><u>(サブリースに係るリース取引の判定)</u></p> <p><u>12 の 5－1－4 資産の賃貸借（サブリースに該当するものに限る。）が法第 64 条の 2 第 3 項各号（リース取引に係る所得の金額の計算）に掲げる要件に該当するかどうかを判定する場合において、当該資産の賃貸借が次のいずれかに該当するときは、当該資産の賃貸借は、12 の 5－1－3（リース取引の判定）にかかわらず、同項第 2 号に掲げる要件に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(1) サブリースにおける賃貸人の会計リース料の現在価値が、独立第三者間取引における使用权資産のリース料のおおむね 90%以上であること。</u></p> <p><u>(2) サブリースにおける賃貸人の会計リース期間が、ヘッドリースにおける残りの賃借人の会計リース期間のおおむね 75%以上であること（(1)による判定が 90%を大きく下回ることが明らかな場合を除く。）。</u></p> <p><u>(注) 1 本文並びに本文(1)及び(2)の次に掲げる用語の意義は、それぞれ次による。</u> <u>以下この章において同じ。</u></p> <p><u>(1) サブリース サブリース取引（原資産が賃借人から第三者（以下 12 の 5－1－4 において「サブリースの賃借人」という。）にさらにリースされ、当初の賃貸人と賃借人との間のリースが依然として有効である</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>取引をいう。以下同じ。）における当初の賃借人とサブリースの賃借人との間のリースをいう。</u></p> <p><u>(2) 独立第三者間取引における使用権資産のリース料 サブリース取引の対象とする原資産に係る使用権資産（7-5-3（減価償却資産の償却費の損金経理額に含まれるもの）に定める使用権資産をいう。）に係るサブリースのリース開始日に現金で全額が支払われるものと仮定した場合のリース料（当該サブリースを実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が行うと仮定した場合のリース料に限る。）をいう。</u></p> <p><u>(3) ヘッドリース サブリース取引における、当初の賃貸人と賃借人との間のリースをいう。</u></p> <p><u>2 サブリースの賃借人が本文の判定を行う場合には、本文(1)中「賃貸人の会計リース料」とあるのは「賃借人の会計リース料」と、本文(2)中「賃貸人の会計リース期間」とあるのは「賃借人の会計リース期間」と、それぞれ読み替える。</u></p> <p>（これらに準ずるものの意義）</p> <p><u>12の5-1-5 令第131条の2第1項（リース取引）に規定する「これらに準ずるもの」に該当する土地の賃貸借とは、例えば、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) 賃貸借期間の終了後、無償と変わらない名目的な賃料によって更新することが賃貸借契約において定められている賃貸借（契約書上そのことが明示されていない賃貸借であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。）</p> <p>(2) 賃貸人に対してその賃貸借に係る土地の取得資金の全部又は一部を貸し付</p>	<p>（これらに準ずるものの意義）</p> <p><u>12の5-1-3 令第131条の2第1項（リース取引の範囲）に規定する「これらに準ずるもの」に該当する土地の賃貸借とは、例えば、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) 賃貸借期間の終了後、無償と変わらない名目的な賃料によって更新することが賃貸借契約において定められている賃貸借（契約書上そのことが明示されていない賃貸借であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。）</p> <p>(2) 賃貸人に対してその賃貸借に係る土地の取得資金の全部又は一部を貸し付</p>

改 正 後	改 正 前
<p>けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人の賃借料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっている賃貸借</p> <p><u>(おおむね100分の90の判定等)</u></p> <p><u>12の5-1-6 令第131条の2第2項(リース取引)に規定する「おおむね100分の90」の判定に当たっては、同項の「賃借人が支払う賃借料の金額の合計額」については、それぞれ次のとおり取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 資産の賃貸借に係る契約等において、賃借人が賃貸借資産を購入する権利を有し、当該権利の行使が確実であると認められる場合には、当該権利の行使により購入するときの購入価額を加算する。</u></p> <p><u>(㊸ この場合において、その契約書等に当該購入価額についての定めがないときは、残価(賃貸人におけるリース料の額の算定に当たって賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用(賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額をいう。)に相当する金額を購入価額とする。</u></p> <p><u>(2) 資産の賃貸借に係る契約等において、中途解約に伴い賃貸借資産を賃貸人が処分し、未経過期間に対応するリース料の額からその処分価額の全部又は一部を控除した金額を賃借人が支払うこととしている場合には、当該全部又は一部を控除した金額に相当する金額を加算する。</u></p> <p><u>(3) 賃貸借資産の賃貸人に対して補助金等(国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金又は助成金等をいい、その交付に当たり当該賃貸借資産に係るリース料の減額が条件とされているものに限る。)が交付される場合であっても、当該リース料の減額部分に相当する金額は、控除しない。</u></p>	<p>けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人の賃借料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっている賃貸借</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>㉔ 当該リース料の減額部分に相当する金額は、7-6の2-9（賃借人におけるリース資産の取得価額）の「賃借人におけるリース資産の取得価額」に含まれない。</u></p> <p><u>12の5-1-2(1)（解除をすることができないものに準ずるものの意義）に定める「おおむね全部」の判定並びに12の5-1-3㉔2（リース取引の判定）により読み替えられた場合の同通達(1)に定める「おおむね90%以上」の判定及び12の5-1-4㉔2（サブリースに係るリース取引の判定）により読み替えられた場合の同通達(1)に定める「おおむね90%以上」の判定に当たっても、同様とする。</u></p> <p><u>㉕ 同項に規定する「賃貸借期間」には、再リースを行う意思が明らかな場合の当該再リースに係る賃貸借期間を含める。</u></p> <p><u>（リースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合の取扱い）</u></p> <p><u>12の5-1-7 リースを含む契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合において、次に掲げる方法により経理しているときは、当該方法により区分された後の当該リースを構成する部分に係る資産の賃貸借について法第64条の2（リース取引に係る所得の金額の計算）及び令第131条の2（リース取引）の規定並びにこの節及び第12章の5第2節（金銭の貸借とされるリース取引）の取扱いを適用する。</u></p> <p><u>(1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分ける方法</u></p> <p><u>(2) 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び当該法人の営業における用途が類似する原資産のグループごとに、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする方法</u></p>	<p>(新 設)</p>

九 金銭の貸借とされるリース取引

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭の貸借とされるリース取引の判定)</p> <p>12の5-2-1 法第64条の2第2項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定する「一連の取引」が同項に規定する「実質的に金銭の貸借であると認められるとき」に該当するかどうかは、取引当事者の意図、その資産の内容等から、その資産を担保とする金融取引を行うことを目的とするものであるかどうかにより判定する。したがって、例えば、次に掲げるようなものは、これに該当しないものとする。</p> <p>(1) 譲渡人が資産を購入し、当該資産をリース契約(同条第3項に規定するリース取引に係る契約をいう。以下12の5-2-2において同じ。)により賃借するために譲受人に譲渡する場合において、譲渡人が譲受人に代わり資産を購入することに次に掲げるような相当な理由があり、かつ、当該資産につき、立替金、仮払金等の仮勘定で経理し、譲渡人の購入価額により譲受人に譲渡するもの</p> <p>イ 多種類の資産を導入する必要があるため、譲渡人において当該資産を購入した方が事務の効率化が図られること</p> <p>ロ 輸入機器のように通関事務等に専門的知識が必要とされること</p> <p>ハ 既往の取引状況に照らし、譲渡人が資産を購入した方が安く購入できること</p> <p>(2) 法人が事業の用に供している資産について、当該資産の管理事務の省力化等のために行われるもの</p> <p style="text-align: center;">第2款 譲渡人の処理</p> <p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p>	<p>(金銭の貸借とされるリース取引の判定)</p> <p>12の5-2-1 法第64条の2第2項(金銭の貸借とされるリース取引)に規定する「一連の取引」が同項に規定する「実質的に金銭の貸借であると認められるとき」に該当するかどうかは、取引当事者の意図、その資産の内容等から、その資産を担保とする金融取引を行うことを目的とするものであるかどうかにより判定する。したがって、例えば、次に掲げるようなものは、これに該当しないものとする。</p> <p>(1) 譲渡人が資産を購入し、当該資産をリース契約(法第64条の2第3項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引に係る契約をいう。以下12の5-2-2において同じ。)により賃借するために譲受人に譲渡する場合において、譲渡人が譲受人に代わり資産を購入することに次に掲げるような相当な理由があり、かつ、当該資産につき、立替金、仮払金等の仮勘定で経理し、譲渡人の購入価額により譲受人に譲渡するもの</p> <p>イ 多種類の資産を導入する必要があるため、譲渡人において当該資産を購入した方が事務の効率化が図られること</p> <p>ロ 輸入機器のように通関事務等に専門的知識が必要とされること</p> <p>ハ 既往の取引状況に照らし、譲渡人が資産を購入した方が安く購入できること</p> <p>(2) 法人が事業の用に供している資産について、当該資産の管理事務の省力化等のために行われるもの</p> <p style="text-align: center;">第2款 譲渡人の処理</p> <p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>12の5-2-2 法第64条の2第2項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲渡人が譲受人から受け入れた金額は、借入金の額として取り扱い、<u>譲渡人のリース期間中のリース料の額の合計額のうちその借入金の額に相当する金額</u>については、当該借入金の返済をすべき金額（以下12の5-2-2において「元本返済額」という。）として取り扱う。この場合において、<u>譲渡人の各事業年度のリース料の額</u>に係る元本返済額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲渡人が当該リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</p> <p style="text-align: center;">第3款 譲受人の処理</p> <p>（貸付金として取り扱う売買代金の額）</p> <p>12の5-2-3 法第64条の2第2項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲受人が譲渡人に支払う金額は、貸付金の額として取り扱い、<u>譲受人のリース期間中のリース料の額の合計額のうちその貸付金の額とした金額に相当する金額</u>については、当該貸付金の返済を受けた金額として取り扱う。この場合において、<u>譲受人の各事業年度のリース料の額</u>に係る貸付金の返済を受けたものとされる金額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲受人が、当該リース料の額のうち貸付金の返済を受けたものとされる金額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</p>	<p>12の5-2-2 法第64条の2第2項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲渡人が譲受人から受け入れた金額は、借入金の額として取り扱い、<u>譲渡人がリース期間（リース契約において定められた賃貸借期間をいう。以下この節において同じ。）中に支払うべきリース料の額の合計額のうちその借入金の額に相当する金額</u>については、当該借入金の返済をすべき金額（以下12の5-2-2において「元本返済額」という。）として取り扱う。この場合において、<u>譲渡人が各事業年度に支払うリース料の額</u>に係る元本返済額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲渡人が当該リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</p> <p style="text-align: center;">第3款 譲受人の処理</p> <p>（貸付金として取り扱う売買代金の額）</p> <p>12の5-2-3 法第64条の2第2項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲受人が譲渡人に支払う金額は、貸付金の額として取り扱い、<u>譲受人がリース期間中に収受すべきリース料の額の合計額のうちその貸付金の額とした金額に相当する金額</u>については、当該貸付金の返済を受けた金額として取り扱う。この場合において、<u>譲受人が各事業年度に収受するリース料の額</u>に係る貸付金の返済を受けたものとされる金額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲受人が、当該リース料の額のうち貸付金の返済を受けたものとされる金額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。</p>

十 賃貸借取引

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 賃貸借取引</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(資産の賃貸借の範囲)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>12の5-3-1 法第53条第1項《賃貸借取引に係る費用》の「資産の賃貸借」の範囲については、12の5-1-1《資産の賃貸借の範囲》の取扱いを準用する。</u></p>	
<p><u>(無償等賃借期間を含む賃貸借取引に係る支払額の損金算入)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>12の5-3-2 賃借期間のうち賃料の支払がない又は通常に比して少額である期間（以下12の5-3-2において「無償等賃借期間」という。）が定められた契約のうち、次に掲げる場合に該当するなどの課税上弊害があるもの以外のものに基づく法第53条第1項《賃貸借取引に係る費用》に規定する賃貸借取引（以下12の5-3-2において「賃貸借取引」という。）に係る当該契約に基づき支払うこととされている金額についての同項の規定の適用に当たっては、当該金額が当該賃借期間にわたり支払われるべきものとした場合に各事業年度中に支払われるべきこととなる金額（当該事業年度終了の日までに損金経理をした金額に限る。）を当該各事業年度の損金の額に算入するものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 当該無償等賃借期間に関する定めがないとした場合に当該賃貸借取引につき支払うこととなる金額と当該契約に基づき支払うこととされている金額との差額が当該契約に基づき支払うこととされている金額のおおむね2割を超える場合</u></p>	
<p><u>(2) 当該賃借期間の開始の日の属する事業年度終了の日において、当該無償等賃借期間内の日の属する各事業年度のいずれかの事業年度で、当該事業年度</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>における賃借期間のおおむね5割を超える期間が賃料の支払がない又は通常に比して少額であるものとなる見込まれる場合（当該契約に係る無償等賃借期間が4月を超える場合に限る。）</u></p> <p><u>（リースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合の取扱い）</u></p> <p><u>12の5-3-3 リースを含む契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合において、次に掲げる方法により経理しているときは、当該方法により区分された後の当該リースを構成する部分に係る資産の賃貸借について法第53条（賃貸借取引に係る費用）の規定及びこの節の取扱いを適用する。</u></p> <p><u>(1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分ける方法</u></p> <p><u>(2) 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び当該法人の営業における用途が類似する原資産のグループごとに、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする方法</u></p>	(新 設)

十一 損益通算及び欠損金の通算

改 正 後	改 正 前
<p>(償却費として損金経理をした金額の意義)</p> <p>12の7-1-6 令第131条の8第6項第2号（損益通算の対象となる欠損金額の特例）に規定する「償却費として損金経理をした金額」には、7-5-1（償却費として損金経理をした金額の意義）又は7-5-2（申告調整による償</p>	<p>(償却費として損金経理をした金額の意義)</p> <p>12の7-1-6 令第131条の8第6項第2号（損益通算の対象となる欠損金額の特例）に規定する「償却費として損金経理をした金額」には、7-5-1（償却費として損金経理をした金額の意義）又は7-5-2（申告調整による償</p>

改 正 後	改 正 前
<p>却費の損金算入)の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。</p> <p><u>7-5-3 (減価償却資産の償却費の損金経理額に含まれるもの)の取扱いにおけるその確定した決算において法第64条の2第1項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース資産に係る同通達に定める使用権資産の減価償却費として経理した金額についても、同様とする。</u></p>	<p>却費の損金算入)の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。</p>

十二 損益通算及び欠損金の通算のための承認等

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損益調整額等が1,000万円以上であるかどうかの判定単位等)</p> <p>12の7-2-7 令第131条の13第1項(時価評価資産等の範囲)の規定の適用上、次に掲げる金額が1,000万円以上であるかどうかの判定に当たっては、それぞれ次のことに留意する。</p> <p>(1) 同項第2号の譲渡損益調整額(以下12の7-2-7において「譲渡損益調整額」という。)その譲渡損益調整額の対象となる譲渡した資産のそれぞれの譲渡損益調整額ごとに判定する。</p> <p>(2) <u>同項第3号に規定する特別勘定の金額</u> その特別勘定の対象となる譲渡した資産又は取得した株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定する。</p> <p>同条第2項又は第3項の規定による(1)又は(2)に掲げる金額がそれぞれ1,000</p>	<p>(譲渡損益調整額等が1,000万円以上であるかどうかの判定単位等)</p> <p>12の7-2-7 令第131条の13第1項(時価評価資産等の範囲)の規定の適用上、次に掲げる金額が1,000万円以上であるかどうかの判定に当たっては、それぞれ次のことに留意する。</p> <p>(1) 同項第2号の譲渡損益調整額(以下12の7-2-7において「譲渡損益調整額」という。)その譲渡損益調整額の対象となる譲渡した資産のそれぞれの譲渡損益調整額ごとに判定する。</p> <p>(2) <u>同項第3号の繰延長期割賦損益額</u>(以下12の7-2-7において「繰延長期割賦損益額」という。) <u>法第63条第1項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定するリース譲渡(以下12の7-2-7において「リース譲渡」という。)に係る契約ごとの繰延長期割賦損益額により判定する。</u></p> <p>(3) <u>令第131条の13第1項第4号に規定する特別勘定の金額</u> その特別勘定の対象となる譲渡した資産又は取得した株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定する。</p> <p>同条第2項又は第3項の規定による(1)から(3)までに掲げる金額がそれぞれ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>万円に満たないかどうかの判定に当たっても、同様とする。</p>	<p>1,000万円に満たないかどうかの判定に当たっても、同様とする。</p> <p><u>(注) (2)の判定を行う場合において、法人が、リース譲渡につき2-4-5(延払基準の計算単位)の取扱いにより合理的な区分ごと一括して延払基準を適用しているときは、その契約の属する区分の差益率を基として当該契約に係る繰延長期割賦損益額を計算している限り、これを認める。</u></p>

十三 資産の時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</p> <p>12の7-3-2 法人が、当該法人に係る法第64条の9第1項(通算承認)に規定する親法人の最初通算事業年度(当該法人が同条第10項第1号の規定の適用を受ける法人である場合には、当該親法人の最初通算事業年度の翌事業年度)において、法第64条の10第6項(通算制度の取りやめ等)の規定により通算承認の効力を失ったため通算法人でなくなった場合であっても、法第64条の11第1項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定によりその通算開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産について益金の額に算入した評価益の額又は損金の額に算入した評価損の額は、当該通算開始直前事業年度又はその後の各事業年度のいずれにおいても修正は行わないことに留意する。</p> <p>(注) 法第61条の11第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の譲渡利益額若しくは譲渡損失額又は次に掲げる規定により益金の額に算入される特別勘定の金額についても、同様とする。</p>	<p>(最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</p> <p>12の7-3-2 法人が、当該法人に係る法第64条の9第1項(通算承認)に規定する親法人の最初通算事業年度(当該法人が同条第10項第1号の規定の適用を受ける法人である場合には、当該親法人の最初通算事業年度の翌事業年度)において、法第64条の10第6項(通算制度の取りやめ等)の規定により通算承認の効力を失ったため通算法人でなくなった場合であっても、法第64条の11第1項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定によりその通算開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産について益金の額に算入した評価益の額又は損金の額に算入した評価損の額は、当該通算開始直前事業年度又はその後の各事業年度のいずれにおいても修正は行わないことに留意する。</p> <p>(注) 法第61条の11第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の譲渡利益額若しくは譲渡損失額、法第63条第4項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の収益の額及び費用の額又は次に掲げる規定により益金の額に算入される特別勘定の金額についても、同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1 措置法第64条の2第11項（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）</p> <p>2 措置法第65条第3項（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）において準用される措置法第64条の2第11項</p> <p>3 措置法第65条の8第11項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）</p> <p>4 措置法第66条の13第8項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）</p>	<p>1 措置法第64条の2第11項（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）</p> <p>2 措置法第65条第3項（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）において準用される措置法第64条の2第11項</p> <p>3 措置法第65条の8第11項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）</p> <p>4 措置法第66条の13第8項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）</p>
<p>（時価評価法人の時価評価すべき資産－通算制度の開始）</p> <p>12の7-3-3 法第64条の9第2項（通算承認）に規定する他の内国法人（法第64条の11第1項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人に該当するものに限る。）が申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に、時価評価資産を有しないが令第131条の13第2項（時価評価資産等の範囲）に掲げるもの（同項第1号に掲げるものを除く。）を有する場合には、当該申請特例年度終了の日の属する事業年度終了の時に、当該他の内国法人の有する時価評価資産につき法第64条の11第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>㊦ 関連法人（法第64条の9第10項第1号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人をいい、同号に規定する時価評価法人に該当する法人を除く。）が申請特例年度終了の日の属する事業年度終了の時に、時価評価資産を有するときであっても、当該時価評価資産については法第64条の11第1項の規定の適用はない。</p>	<p>（時価評価法人の時価評価すべき資産－通算制度の開始）</p> <p>12の7-3-3 法第64条の9第2項（通算承認）に規定する他の内国法人（法第64条の11第1項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人に該当するものに限る。）が申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に、時価評価資産を有しないが令第131条の13第2項第2号、第3号又は第4号（時価評価資産等の範囲）に掲げるものを有する場合には、当該申請特例年度終了の日の属する事業年度終了の時に、当該他の内国法人の有する時価評価資産につき法第64条の11第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>㊦ 関連法人（法第64条の9第10項第1号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人をいい、同号に規定する時価評価法人に該当する法人を除く。）が申請特例年度終了の日の属する事業年度終了の時に、時価評価資産を有するときであっても、当該時価評価資産については法第64条の11第1項の規定の適用はない。</p>
<p>（時価評価法人の時価評価すべき資産－通算制度への加入）</p>	<p>（時価評価法人の時価評価すべき資産－通算制度への加入）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>12の7-3-13 法第64条の12第1項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人が法第64条の9第12項（通算承認）に規定する完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時に、法第64条の12第1項に規定する時価評価資産（以下12の7-3-15までにおいて「時価評価資産」という。）を有しないが<u>令第131条の13第3項</u>（時価評価資産等の範囲）に掲げるもの（<u>同項第1号に掲げるものを除く。</u>）を有する場合には、通算加入直前事業年度終了の時に当該他の内国法人の有する時価評価資産につき法第64条の12第1項の規定の適用があることに留意する。</p>	<p>12の7-3-13 法第64条の12第1項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人が法第64条の9第12項（通算承認）に規定する完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時に、法第64条の12第1項に規定する時価評価資産（以下12の7-3-15までにおいて「時価評価資産」という。）を有しないが<u>令第131条の13第3項第2号、第3号又は第4号</u>（時価評価資産等の範囲）に掲げるものを有する場合には、通算加入直前事業年度終了の時に当該他の内国法人の有する時価評価資産につき法第64条の12第1項の規定の適用があることに留意する。</p>

十四 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
<p>13の2-1-6 <u>削除</u></p>	<p><u>（延払基準の適用）</u></p> <p>13の2-1-6 <u>令第124条（延払基準の方法）の規定による延払基準の方法を適用するリース譲渡（以下13の2-1-7までにおいて「リース譲渡」という。）の対価の一部につき前受金を受け入れている場合において、その対価の全額につき13の2-1-2により円換算を行い、これを基として延払基準を適用しているときは、当該前受金の帳簿価額と当該前受金についての円換算額との差額に相当する金額は、当該リース譲渡に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日</u> <u>の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、同条第2項に規定する賦払金割合の算定に含めることに留意する。</u></p> <p><u>（リース譲渡に係る債権等につき為替差損益を計上した場合の未実現利益繰延額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>13の2-1-7 <u>削 除</u></p> <p>(製造業者等が負担する為替損失相当額等)</p> <p>13の2-1-11 製造業者等が商社等を通じて行った輸出入等の取引に関して生ずる為替差損益の全部又は一部を製造業者等に負担させ又は帰属させる契約を締結している場合における商社等及び製造業者等の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 商社等 <u>外貨建債権債務</u> (外貨建債権 (法第 61 条の 9 第 1 項第 1 号 (外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等)) に規定する外貨建債権をいう。以下この章において同じ。) 又は外貨建債務をいう。以下この章において同じ。) について同号ロに規定する期末時換算法 (以下この章において「期末時換算法」という。) を選定している場合 (同号イに規定する発生時換算法 (以下この章において「発生時換算法」という。) を選定している外貨建債権債務につき令第 122 条の 3 第 1 項 (外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の期末時換算) の規定の適用を受</p>	<p><u>の修正)</u></p> <p>13の2-1-7 <u>リース譲渡について債権総額を計上するとともにその未実現利益を繰延計上する経理を行っている法人が、当該リース譲渡に係る外貨建債権</u> (法第 61 条の 9 第 1 項第 1 号 (外貨建資産等の換算額)) に規定する外貨建債権をいう。以下この章において同じ。) を当該事業年度終了の時の為替相場により円換算を行った場合において、その円換算による為替差損益を計上しているときは、繰延経理をした当該未実現利益の額を調整するものとする。</p> <p>(注) <u>リース譲渡に係る短期外貨建債権</u> (令第 122 条の 4 第 1 号 (短期外貨建債権債務)) に規定する短期外貨建債権をいう。以下この章において同じ。) につき計上した為替差損益に対応する未実現利益の額を法人が継続して調整しないこととしているときは、本文にかかわらずこれを認める。</p> <p>(製造業者等が負担する為替損失相当額等)</p> <p>13の2-1-11 製造業者等が商社等を通じて行った輸出入等の取引に関して生ずる為替差損益の全部又は一部を製造業者等に負担させ又は帰属させる契約を締結している場合における商社等及び製造業者等の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 商社等 <u>外貨建債権又は外貨建債務</u> (以下この章において「外貨建債権債務」という。) について法第 61 条の 9 第 1 項第 1 号ロ (外貨建資産等の換算額) に規定する期末時換算法 (以下この章において「期末時換算法」という。) を選定している場合 (同号イに規定する発生時換算法 (以下この章において「発生時換算法」という。) を選定している外貨建債権債務につき令第 122 条の 3 第 1 項 (外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の期末時換算) の規定の適用を受けたときを含む。) において、当該契約に係る外貨建債権債務につき当該事業年度終了の時にその決済が行われたものと</p>

改 正 後	改 正 前
<p>けたときを含む。)において、当該契約に係る外貨建債権債務につき当該事業年度終了の時にその決済が行われたものと仮定した場合において製造業者等に負担させ又は帰属させることとなる金額(当該外貨建債権債務に係る換算差額又は法第61条の10第1項から第3項まで(為替予約差額の配分))に規定する各事業年度に配分すべき金額に相当する金額のうち、負担させ又は帰属させることとなる金額に限る。)を当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(2) 製造業者等 全ての商社等に対する当該契約に係る金銭債権及び金銭債務につき当該事業年度終了の時にその決済が行われたものと仮定した場合において負担し又は帰属することとなる金額(当該金銭債権及び金銭債務につき外貨建債権債務を有するとした場合において当該外貨建債権債務に係る換算差額又は同条第1項から第3項までに規定する各事業年度に配分すべき金額に相当する金額のうち、負担し又は帰属することとなる金額に限る。)を当該事業年度の損金の額又は益金の額に算入しているときは、継続適用を条件として、これを認める。</p>	<p>仮定した場合において製造業者等に負担させ又は帰属させることとなる金額(当該外貨建債権債務に係る換算差額又は法第61条の10第1項から第3項まで(為替予約差額の配分))に規定する各事業年度に配分すべき金額に相当する金額のうち、負担させ又は帰属させることとなる金額に限る。)を当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(2) 製造業者等 全ての商社等に対する当該契約に係る金銭債権及び金銭債務につき当該事業年度終了の時にその決済が行われたものと仮定した場合において負担し又は帰属することとなる金額(当該金銭債権及び金銭債務につき外貨建債権債務を有するとした場合において当該外貨建債権債務に係る換算差額又は同条第1項から第3項までに規定する各事業年度に配分すべき金額に相当する金額のうち、負担し又は帰属することとなる金額に限る。)を当該事業年度の損金の額又は益金の額に算入しているときは、継続適用を条件として、これを認める。</p>

十五 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>(期限徒過の外貨建債権)</p> <p>13の2-2-12 外貨建債権で既にその支払期限を超過し支払が延滞しているものは、<u>令第122条の4第1号(外貨建資産等の期末換算方法の選定の方法)</u>に規定する短期外貨建債権に該当しないものとして取り扱う。</p>	<p>(期限徒過の外貨建債権)</p> <p>13の2-2-12 外貨建債権で既にその支払期限を超過し支払が延滞しているものは、短期外貨建債権に該当しないものとして取り扱う。</p>

十六 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>16-3-9 法第 69 条第 4 項第 1 号 (国外事業所等に帰せられるべき所得) に掲げる国外源泉所得 (以下この節において「国外事業所等帰属所得」という。) に係る所得の金額の計算に当たり、令第 141 条の 3 第 2 項 (国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算) の規定に基づき、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定に準じて計算する場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) 減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、法第 22 条の 2 第 2 項 (収益の額) の規定に準じて収益の額を益金算入しようとする場合に行われる収益の計上等については、法人税に関する法令の規定により、内国法人の仮決算又は確定した決算において経理することを要件として適用されることとなる。</p> <p>㊦ 内国法人が単に国外事業所等 (同号に規定する国外事業所等をいう。以下この節において同じ。) の帳簿に記帳するだけでは、これらの規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却限度額、資産の評価換えによる評価益の益金算入額又は評価損の損金算入額等を計算する場合で、国外事業所等における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引 (同号に規定する内部取引をいう。以下この節において同じ。) があるときのこれらの計算の基礎となる各資産の取得価額は、令第 141 条の 7 第 1 項 (特定の内部取引に係る国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算) の規定の適用があるときを除き、当該内部取引の時の価額により当該内部取引が行われたものとして計算した金額となる。</p>	<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>16-3-9 法第 69 条第 4 項第 1 号 (国外事業所等に帰せられるべき所得) に掲げる国外源泉所得 (以下この節において「国外事業所等帰属所得」という。) に係る所得の金額の計算に当たり、令第 141 条の 3 第 2 項 (国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算) の規定に基づき、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定に準じて計算する場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) 減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、<u>延払基準の方法による収益及び費用の計上</u>、法第 22 条の 2 第 2 項 (収益の額) の規定に準じて収益の額を益金算入しようとする場合に行われる収益の計上等については、法人税に関する法令の規定により、内国法人の仮決算又は確定した決算において経理することを要件として適用されることとなる。</p> <p>㊦ 内国法人が単に国外事業所等 (同号に規定する国外事業所等をいう。以下この節において同じ。) の帳簿に記帳するだけでは、これらの規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却限度額、資産の評価換えによる評価益の益金算入額又は評価損の損金算入額等を計算する場合で、国外事業所等における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引 (同号に規定する内部取引をいう。以下この節において同じ。) があるときのこれらの計算の基礎となる各資産の取得価額は、令第 141 条の 7 第 1 項 (特定の内部取引に係る国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算) の規定の適用があるときを除き、当該内部取引の時の価額により当該内部取引が行われたものとして計算した金額となる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(㉔) 例えば、内国法人が国外事業所等に帰せられる減価償却資産につきその償却費を当該帳簿に記帳していない場合であっても、仮決算又は確定した決算において経理しているときは、当該経理した金額（当該金額が償却限度額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）は、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることに留意する。</p> <p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算する場合の準用)</p> <p>16-3-9 の 3 内国法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算するに当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取扱いを準用する。</p> <p>(1) 内部取引から生ずる国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算する場合 20-5-2 (内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)、20-5-4 (外国法人における短期保有株式等の判定)、20-5-5 (損金の額に算入できない保証料)、20-5-7 (損金の額に算入できない償却費等)、20-5-8 (販売費及び一般管理費等の損金算入)、<u>20-5-8 の 3 (賃貸借取引に係る費用の損金算入)</u>、20-5-33 (繰延ヘッジ処理等における負債の利子の額の計算) 及び 20-5-34 (資本等取引に含まれるその他これらに類する事実) の取扱い</p> <p>(2) 令第 141 条の 3 第 6 項 (共通費用の額の配分) の規定により共通費用の額を配分する場合 20-5-9 (本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義) の取扱い</p> <p>(3) 令第 141 条の 4 第 1 項 (国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子) の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額を計算する場合 20-5-18 (恒久的施設に係る資産等の帳簿価額の平均的な残高の意義)、20-5-19 (総</p>	<p>(㉔) 例えば、内国法人が国外事業所等に帰せられる減価償却資産につきその償却費を当該帳簿に記帳していない場合であっても、仮決算又は確定した決算において経理しているときは、当該経理した金額（当該金額が償却限度額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）は、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることに留意する。</p> <p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算する場合の準用)</p> <p>16-3-9 の 3 内国法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算するに当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取扱いを準用する。</p> <p>(1) 内部取引から生ずる国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算する場合 20-5-2 (内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)、20-5-4 (外国法人における短期保有株式等の判定)、20-5-5 (損金の額に算入できない保証料)、20-5-7 (損金の額に算入できない償却費等)、20-5-8 (販売費及び一般管理費等の損金算入)、20-5-33 (繰延ヘッジ処理等における負債の利子の額の計算) 及び 20-5-34 (資本等取引に含まれるその他これらに類する事実) の取扱い</p> <p>(2) 令第 141 条の 3 第 6 項 (共通費用の額の配分) の規定により共通費用の額を配分する場合 20-5-9 (本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義) の取扱い</p> <p>(3) 令第 141 条の 4 第 1 項 (国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子) の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額を計算する場合 20-5-18 (恒久的施設に係る資産等の帳簿価額の平均的な残高の意義)、20-5-19 (総</p>

改 正 後	改 正 前
<p>資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)、20-5-21(恒久的施設に帰せられる資産の意義)、20-5-23(比較対象法人の純資産の額の意義)及び20-5-26(金銭債務の償還差損等)から20-5-30(原価に算入した負債の利子の額の調整)までの取扱い</p> <p>(4) 令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額を計算する場合 20-5-26 の取扱い</p> <p>(5) 令第141条の6第1項(保険会社の投資資産及び投資収益)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入されないこととなる金額を計算する場合 20-5-15(外国保険会社等の投資資産の額の運用利回り) の取扱い</p>	<p>資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)、20-5-21(恒久的施設に帰せられる資産の意義)、20-5-23(比較対象法人の純資産の額の意義)及び20-5-26(金銭債務の償還差損等)から20-5-30(原価に算入した負債の利子の額の調整)までの取扱い</p> <p>(4) 令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額を計算する場合 20-5-26 の取扱い</p> <p>(5) 令第141条の6第1項(保険会社の投資資産及び投資収益)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入されないこととなる金額を計算する場合 20-5-15(外国保険会社等の投資資産の額の運用利回り) の取扱い</p>

十七 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 規則第35条第1項第7号(確定申告書の添付書類)に規定する明細書は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p>	<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 規則第35条第1項第7号(確定申告書の添付書類)に規定する明細書は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p>

改正後

組織再編成に係る主要な事項の明細書

		事業年度	法人名	付表	
提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日	1	区分	態様	組織再編成の日	
	被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人		合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転		
相手方の区分、名称及び所在地	2	区分	名称	所在地	
	合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人				
移転した（又は交付した）資産又は負債の明細	3	資産・負債の種類	価額等	株式交付にあつては左の算定根拠	
	4	資産・負債の種類	価額等		
移転を受けた資産又は負債の明細					
適格判定に係る主要な事項					
適格区分	5	適格（法第2条第 号 該当） その他			
株式保有関係	6	令第4条の3第 項 第 号 該当	株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後
			直接保有	%	%
			間接保有	%	%
従業者の数	7	組織再編成前	組織再編成後		
組織再編成前の主要事業等	8	(継続 ・ 関連)			
関連事業	9				
事業規模	10	指標	左の指標による規模の比較		
		売上金額・資本金の額又は出資金の額・従業者の数・その他（ ）			
特定役員等の役職名及び氏名	11	組織再編成前の役職名	組織再編成後の役職名	氏名	
支配株主の株式の保有状況	12	氏名又は名称	旧株数	新株継続保有見込の有無	
			株	有・無 有・無 有・無	
		(合計)	株	有・無	
		被合併法人等の発行済株式等の数			

改正前

組織再編成に係る主要な事項の明細書

		事業年度	法人名	付表	
提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日	1	区分	態様	組織再編成の日	
	被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人		合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転		
相手方の区分、名称及び所在地	2	区分	名称	所在地	
	合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人				
移転した（又は交付した）資産又は負債の明細	3	資産・負債の種類	価額等	株式交付にあつては左の算定根拠	
	4	資産・負債の種類	価額等		
移転を受けた資産又は負債の明細					
適格判定に係る主要な事項					
適格区分	5	適格（法第2条第 号 該当） その他			
株式保有関係	6	令第4条の3第 項 第 号 該当	株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後
			直接保有	%	%
			間接保有	%	%
従業者の数	7	組織再編成前	組織再編成後		
組織再編成前の主要事業等	8	(継続 ・ 関連)			
関連事業	9				
事業規模	10	指標	左の指標による規模の比較		
		売上金額・資本金の額又は出資金の額・従業者の数・その他（ ）			
特定役員等の役職名及び氏名	11	組織再編成前の役職名	組織再編成後の役職名	氏名	
支配株主の株式の保有状況	12	氏名又は名称	旧株数	新株継続保有見込の有無	
			株	有・無 有・無 有・無	
		(合計)	株	有・無	
		被合併法人等の発行済株式等の数			

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じです。）、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第12号の5の2（定義）に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じです。）が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る法第74条第3項（確定申告）の規定により確定申告書に添付する法人税法施行規則（以下「規則」といいます。）第35条第1項第7号（確定申告書の添付書類）に規定する明細書として使用します。</p> <p>(1) 合併 その合併に係る被合併法人及び合併法人</p> <p>(2) 分割 その分割に係る分割法人及び分割承継法人</p> <p>(3) 株式交付以外の現物出資 その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人</p> <p>(4) 現物分配 その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人</p> <p>(5) 株式交換 その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人</p> <p>(6) 株式移転 その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人</p> <p>(7) 株式交付 その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号（株式交付計画）に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じです。）</p> <p>なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定め</p>	<p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じ。）、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第12号の5の2（定義）に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じ。）が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る法第74条第3項（確定申告）の規定により確定申告書に添付する法人税法施行規則第35条第1項第7号（確定申告書の添付書類）に規定する明細書として使用します。</p> <p>イ 合併 その合併に係る被合併法人及び合併法人</p> <p>ロ 分割 その分割に係る分割法人及び分割承継法人</p> <p>ハ 株式交付以外の現物出資 その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人</p> <p>ニ 現物分配 その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人</p> <p>ホ 株式交換 その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人</p> <p>ヘ 株式移転 その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人</p> <p>ト 株式交付 その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号（株式交付計画）に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じ。）</p> <p>なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定め</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る各欄の記載は要しません。</p> <p><u>⑧</u> 株式分配以外の現物分配 「株式保有関係6」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄</p> <p><u>⑨</u> 株式分配(租税特別措置法第68条の2第1項(認定株式分配に係る課税の特例)の規定の適用により株式分配に該当するもの(以下「認定株式分配」といいます。)を除きます。)又は単独新設分割型分割(分割型分割に該当する分割で法人税法施行令(以下「令」といいます。)第4条の3第6項第1号(適格組織再編成における株式の保有関係等)に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割(分割法人が分割により交付を受ける法第2条第12号の9イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。)を除きます。) 「株式保有関係6」、「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄</p> <p><u>⑩</u> 認定株式分配 「株式保有関係6」のうち、該当する条項及び間接保有の各欄並びに「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄</p> <p><u>⑪</u> 株式交付 「適格区分5」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄</p> <p>また、この明細書は、組織再編成が複数ある場合にはその組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。</p> <p>2 「提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日1」の「区分」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「態様」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。</p> <p>また、「組織再編成の日」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ</p>	<p>る各欄の記載は要しません。</p> <p><u>ㄱ</u> 株式分配以外の現物分配 「株式保有関係6」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄</p> <p><u>ㄴ</u> 株式分配(租税特別措置法第68条の2の2第1項(認定株式分配に係る課税の特例)の規定の適用により株式分配に該当するもの(以下「認定株式分配」といいます。)を除きます。)又は単独新設分割型分割(分割型分割に該当する分割で法人税法施行令(以下「施行令」といいます。)第4条の3第6項第1号(適格組織再編成における株式の保有関係等)に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割(分割法人が分割により交付を受ける法第2条第12号の9イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。)を除きます。) 「株式保有関係6」、「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄</p> <p><u>ㄷ</u> 認定株式分配 「株式保有関係6」のうち、該当する条項及び間接保有の各欄並びに「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄</p> <p><u>ㄹ</u> 株式交付 「適格区分5」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄</p> <p>また、この明細書は、組織再編成が複数ある場合にはその組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。</p> <p>2 「提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日1」の「区分」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「態様」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。</p> <p>また、「組織再編成の日」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>れ次に定める日を記載します。</p> <p><u>①</u> 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併（法第2条第12号の8イに規定する新設合併をいいます。以下同じ<u>です</u>。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日）</p> <p><u>②</u> 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割（<u>令</u>第4条の3第6項第1号に規定する新設分割をいいます。以下同じ<u>です</u>。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日）</p> <p><u>③</u> 株式交付以外の現物出資 資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（<u>令</u>第4条の3第13項第1号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じ<u>です</u>。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日）</p> <p><u>④</u> 現物分配 資産の移転があった日</p> <p><u>⑤</u> 株式交換 株式交換の効力を生ずる日</p> <p><u>⑥</u> 株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日</p> <p><u>⑦</u> 株式交付 株式交付の効力を生ずる日</p> <p>3 「相手方の区分、名称及び所在地2」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。</p> <p>また、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。</p> <p>4 「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細3」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p><u>①</u> 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。</p> <p><u>②</u> 株式交付 株式交付子会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する</p>	<p>れ次に定める日を記載します。</p> <p><u>イ</u> 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併（法第2条第12号の8イに規定する新設合併をいいます。以下同じ。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日）</p> <p><u>ロ</u> 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割（<u>施行令</u>第4条の3第6項第1号に規定する新設分割をいいます。以下同じ。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日）</p> <p><u>ハ</u> 株式交付以外の現物出資 資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（<u>施行令</u>第4条の3第13項第1号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じ。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日）</p> <p><u>ニ</u> 現物分配 資産の移転があった日</p> <p><u>ホ</u> 株式交換 株式交換の効力を生ずる日</p> <p><u>ヘ</u> 株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日</p> <p><u>ト</u> 株式交付 株式交付の効力を生ずる日</p> <p>3 「相手方の区分、名称及び所在地2」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。</p> <p>また、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。</p> <p>4 「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細3」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p><u>イ</u> 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。</p> <p><u>ロ</u> 株式交付 株式交付子会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>株式交付子会社をいいます。以下同じです。)の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあっては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。</p> <p>5 「移転を受けた資産又は負債の明細4」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配 被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じです。)から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額(その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額)を記載します。</p> <p>(2) 株式交換、株式移転及び株式交付 株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。</p> <p>6 「適格区分5」は、その組織再編成が適格組織再編成(適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じです。)の場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を()内に記載します。また、その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。</p> <p>7 「株式保有関係6」は、当事者間の株式保有関係が<u>令第4条</u>の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項のいずれの關係に該当するかにより、該当する条項を記載します。</p> <p>また、組織再編成の前後における次に掲げる株式(出資を含みます。以下同</p>	<p>株式交付子会社をいいます。以下同じ。)の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあっては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。</p> <p>5 「移転を受けた資産又は負債の明細4」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配 被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じ。)から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額(その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額)を記載します。</p> <p>ロ 株式交換、株式移転及び株式交付 株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。</p> <p>6 「適格区分5」は、その組織再編成が適格組織再編成(適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じ。)の場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を()内に記載します。また、その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。</p> <p>7 「株式保有関係6」は、当事者間の株式保有関係が<u>施行令第4条</u>の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項のいずれの關係に該当するかにより、該当する条項を記載します。</p> <p>また、組織再編成の前後における次に掲げる株式(出資を含みます。以下同</p>

改 正 後	改 正 前
<p>じです。)の保有割合を記載します。</p> <p>(1) 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数(出資にあつては金額。以下同じです。)がその他方の法人の発行済株式等の総数(出資にあつては総額。以下同じです。)のうちに占める割合</p> <p>(注) 提出対象法人が認定株式分配に係る現物分配法人である場合には、その現物分配法人が保有するその認定株式分配に係る完全子法人(法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じです。)の株式の数がその完全子法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合を記載します。</p> <p>(2) 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が令第4条の2第1項及び第2項(支配関係及び完全支配関係)の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合</p> <p>8 「従業者の数7」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 合併に係る被合併法人 「組織再編成前」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその合併後に法第2条第12号の8ロ(1)又は令第4条の3第4項第3号に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>(2) 分割に係る分割法人 「組織再編成前」欄はその分割法人のその分割前に行っていた事業(その分割により分割承継法人において行われることとなるものに限ります。)に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第2条第12号の11ロ(2)又は令第4条の3第8項第4号若しくは同条第9項第4号に規定する分割承継法人の業務に従事する者の数を記載します。</p>	<p>じ。)の保有割合を記載します。</p> <p>イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数(出資にあつては金額。以下同じ。)がその他方の法人の発行済株式等の総数(出資にあつては総額。以下同じ。)のうちに占める割合</p> <p>(注) 提出対象法人が認定株式分配に係る現物分配法人である場合には、その現物分配法人が保有するその認定株式分配に係る完全子法人(法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。)の株式の数がその完全子法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合を記載します。</p> <p>ロ 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が施行令第4条の2第1項及び第2項(支配関係及び完全支配関係)の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合</p> <p>8 「従業者の数7」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ 合併に係る被合併法人 「組織再編成前」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその合併後に法第2条第12号の8ロ(1)又は施行令第4条の3第4項第3号に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>ロ 分割に係る分割法人 「組織再編成前」欄はその分割法人のその分割前に行っていた事業(その分割により分割承継法人において行われることとなるものに限ります。)に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第2条第12号の11ロ(2)又は施行令第4条の3第8項第4号若しくは同条第9項第4号に規定する分割承継法人の業務に従事する者の数を記載します。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第2条第12号の14ロ(2)又は令第4条の3第15項第4号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>(4) 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>(5) 株式交換に係る株式交換完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第2条第12号の17ロ(1)に規定する株式交換等完全子法人の業務又は令第4条の3第20項第3号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>(6) 株式移転に係る株式移転完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式移転完全子法人の株式移転直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式移転後に法第2条第12号の18ロ(1)又は令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>9 「組織再編成前の主要事業等8」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 合併に係る被合併法人 その合併前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の8ロ(2)又は令第4条の3第4項第4号に規定する合併法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、</p>	<p>△ 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第2条第12号の14ロ(2)又は<u>施行令</u>第4条の3第15項第4号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>三 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>ホ 株式交換に係る株式交換完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第2条第12号の17ロ(1)に規定する株式交換等完全子法人の業務又は<u>施行令</u>第4条の3第20項第3号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>△ 株式移転に係る株式移転完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式移転完全子法人の株式移転直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式移転後に法第2条第12号の18ロ(1)又は<u>施行令</u>第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>9 「組織再編成前の主要事業等8」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ 合併に係る被合併法人 その合併前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の8ロ(2)又は<u>施行令</u>第4条の3第4項第4号に規定する合併法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で</p>

改 正 後	改 正 前
<p>その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>②</u> 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>③</u> 分割に係る分割法人 その分割前に行っていた事業のうち、その分割により分割承継法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の11ロ(3)又は<u>令</u>第4条の3第8項第5号若しくは同条第9項第5号に規定する分割承継法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>④</u> 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>⑤</u> 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業のうち、その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の14ロ(3)又は<u>令</u>第4条の3第15項第5号に規定する被現物出資法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>⑥</u> 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>⑦</u> 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人のその株式分配前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が完全子法人に</p>	<p>囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>ロ</u> 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>ハ</u> 分割に係る分割法人 その分割前に行っていた事業のうち、その分割により分割承継法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の11ロ(3)又は<u>施行令</u>第4条の3第8項第5号若しくは同条第9項第5号に規定する分割承継法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>ニ</u> 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>ホ</u> 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業のうち、その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の14ロ(3)又は<u>施行令</u>第4条の3第15項第5号に規定する被現物出資法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>ヘ</u> 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>ト</u> 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人のその株式分配前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が完全子法人に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲みます。</p> <p><u>⑧</u> 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>⑨</u> 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の17ロ(2)に規定する株式交換等完全子法人又は<u>令第4条の3第20項第4号</u>に規定する株式交換完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>⑩</u> 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の18ロ(2)又は<u>令第4条の3第24項第4号</u>に規定する株式移転完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」に記載した事業と関連する場合（いずれかの事業が主要な事業である場合に限ります。）には「関連」を○で囲みます。</p> <p>10 「関連事業9」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p><u>①</u> 合併（新設合併を除きます。）に係る被合併法人 その合併に係る合併法人のその合併前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>②</u> 新設合併に係る被合併法人 その新設合併に係る他の被合併法人のその新設合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>③</u> 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併に係る被合併法</p>	<p>において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲みます。</p> <p><u>チ</u> 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>リ</u> 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の17ロ(2)に規定する株式交換等完全子法人又は<u>施行令第4条の3第20項第4号</u>に規定する株式交換完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</p> <p><u>ヌ</u> 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の18ロ(2)又は<u>施行令第4条の3第24項第3号</u>に規定する株式移転完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」に記載した事業と関連する場合（いずれかの事業が主要な事業である場合に限ります。）には「関連」を○で囲みます。</p> <p>10 「関連事業9」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p><u>イ</u> 合併（新設合併を除きます。）に係る被合併法人 その合併に係る合併法人のその合併前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>ロ</u> 新設合併に係る被合併法人 その新設合併に係る他の被合併法人のその新設合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>ハ</u> 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併に係る被合併法</p>

改 正 後	改 正 前
<p>人のその合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>(4)</u> 分割（新設分割を除きます。）に係る分割法人 その分割に係る分割承継法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>(5)</u> 新設分割に係る分割法人 その新設分割に係る他の分割法人のその新設分割前に行っていた事業のうち、その新設分割により分割承継法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>(6)</u> 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割に係る分割法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>(7)</u> 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る現物出資法人 その現物出資に係る被現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>(8)</u> 新設現物出資に係る現物出資法人 その新設現物出資に係る他の現物出資法人のその新設現物出資前に行っていた事業のうち、その新設現物出資により被現物出資法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>(9)</u> 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>(10)</u> 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p>	<p>人のその合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>三</u> 分割（新設分割を除きます。）に係る分割法人 その分割に係る分割承継法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>ホ</u> 新設分割に係る分割法人 その新設分割に係る他の分割法人のその新設分割前に行っていた事業のうち、その新設分割により分割承継法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>ヘ</u> 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割に係る分割法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>ト</u> 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る現物出資法人 その現物出資に係る被現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>チ</u> 新設現物出資に係る現物出資法人 その新設現物出資に係る他の現物出資法人のその新設現物出資前に行っていた事業のうち、その新設現物出資により被現物出資法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>リ</u> 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>ヌ</u> 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>11</u> 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>12</u> 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>11 「事業規模 10」の「指標」欄は、<u>令</u>第 4 条の 3 第 4 項第 2 号、第 8 項第 2 号、第 15 項第 2 号、<u>第 20 項第 2 号</u>又は第 24 項第 2 号の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、() 内にその指標を簡記します。</p> <p>12 「特定役員等の役職名及び氏名 11」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。</p> <p><u>1</u> 合併に係る被合併法人 その合併前にその被合併法人の特定役員（<u>令</u>第 4 条の 3 第 4 項第 2 号に規定する特定役員をいいます。以下同じです。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者</p> <p><u>2</u> 分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人 その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（<u>令</u>第 4 条の 3 第 8 項第 2 号又は第 9 項第 2 号に規定する役員等をいいます。）であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者</p> <p><u>3</u> 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者</p> <p><u>4</u> 株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人 これらの法人の特定役員である者</p> <p>13 「支配株主の株式の保有状況 12」は、合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子</p>	<p><u>ル</u> 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p><u>ヲ</u> 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</p> <p>11 「事業規模 10」の「指標」欄は、<u>施行令</u>第 4 条の 3 第 4 項第 2 号、第 8 項第 2 号、第 15 項第 2 号、<u>第 18 項第 2 号</u>又は第 24 項第 2 号の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、() 内にその指標を簡記します。</p> <p>12 「特定役員等の役職名及び氏名 11」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。</p> <p><u>イ</u> 合併に係る被合併法人 その合併前にその被合併法人の特定役員（<u>施行令</u>第 4 条の 3 第 4 項第 2 号に規定する特定役員をいいます。以下同じ。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者</p> <p><u>ロ</u> 分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人 その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（<u>施行令</u>第 4 条の 3 第 8 項第 2 号又は第 9 項第 2 号に規定する役員等をいいます。）であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者</p> <p><u>ハ</u> 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者</p> <p><u>三</u> 株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人 これらの法人の特定役員である者</p> <p>13 「支配株主の株式の保有状況 12」は、合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法人に支配株主（<u>令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号</u>又は第24項第5号に規定する支配株主をいいます。以下同じです。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。</p> <p>また、その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（<u>令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号</u>又は第24項第5号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を○で囲みます。</p>	<p>法人に支配株主（<u>施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号</u>又は第24項第5号に規定する支配株主をいいます。以下同じ。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。</p> <p>また、その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（<u>施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号</u>又は第24項第5号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を○で囲みます。</p>

十八 国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
<p>（恒久的施設において使用する資産の範囲）</p> <p>20-2-4 法第138条第1項第1号（国内源泉所得）に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、20-5-21（恒久的施設に帰せられる資産の意義）の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借をしている固定資産（<u>令第13条第8号イからナまで</u>（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産を除く。）、使用許諾を受けた無形資産（措置法第66条の4の3第5項第2号（外国法人の内部取引に係る課税の特例）に規定する無形資産のうち重要な価値のあるものをいう。）等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。</p> <p>（注）本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。</p>	<p>（恒久的施設において使用する資産の範囲）</p> <p>20-2-4 法第138条第1項第1号（国内源泉所得）に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、20-5-21（恒久的施設に帰せられる資産の意義）の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借をしている固定資産（<u>令第13条第8号イからネまで</u>（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産を除く。）、使用許諾を受けた無形資産（措置法第66条の4の3第5項第2号（外国法人の内部取引に係る課税の特例）に規定する無形資産のうち重要な価値のあるものをいう。）等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。</p> <p>（注）本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。</p>

十九 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>20-5-2 内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算については、適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式交換等及び適格株式移転に係る取扱いを除き、次に掲げる取扱いを準用する。</p> <p>(1) 第2章(収益並びに費用及び損失の計算)の取扱い(2-1-18(固定資産を譲渡担保に供した場合)、2-1-25(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例)から2-1-28(剰余金の配当等の帰属時期の特例)まで、2-1-29の(注)の1及び2(貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)、2-1-31(送金が許可されない利子、配当等の帰属の時期の特例)(2-1-27(剰余金の配当等の帰属の時期)に定める剰余金の配当等の取扱いに限る。)、2-1-44(金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲)から2-1-46(金融資産等の消滅時に発生する資産及び負債の取扱い)まで、2-2-5の(注)(請負収益に対応する原価の額)、2-2-12(債務の確定の判定)、2-3-23(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)並びに2-3-60(繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算)の取扱いを除く。)</p> <p>(注) 第2章第1節(収益等の計上に関する通則)の取扱いを準用するに当たっては、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に相当する内部取引について収益認識基準の適用対象となるものとする。</p> <p>(2) 第4章(その他の益金等)の取扱い(第2節第3款(完全支配関係がある法人間の受贈益)の取扱いを除く。)</p> <p>(3) 第5章(棚卸資産の評価)の取扱い</p> <p>(4) 第7章(減価償却資産の償却等)の取扱い</p>	<p>(内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>20-5-2 内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算については、適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式交換等及び適格株式移転に係る取扱いを除き、次に掲げる取扱いを準用する。</p> <p>(1) 第2章(収益並びに費用及び損失の計算)の取扱い(2-1-18(固定資産を譲渡担保に供した場合)、2-1-25(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例)から2-1-28(剰余金の配当等の帰属時期の特例)まで、2-1-29の(注)の1及び2(貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)、2-1-31(送金が許可されない利子、配当等の帰属の時期の特例)(2-1-27(剰余金の配当等の帰属の時期)に定める剰余金の配当等の取扱いに限る。)、2-1-44(金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲)から2-1-46(金融資産等の消滅時に発生する資産及び負債の取扱い)まで、2-2-5の(注)(請負収益に対応する原価の額)、2-2-12(債務の確定の判定)、2-3-23(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)並びに2-3-60(繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算)の取扱いを除く。)</p> <p>(注) 第2章第1節(収益等の計上に関する通則)の取扱いを準用するに当たっては、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に相当する内部取引について<u>2-1-1(収益の計上の単位の通則)</u>に規定する収益認識基準の適用対象となるものとする。</p> <p>(2) 第4章(その他の益金等)の取扱い(第2節第3款(完全支配関係がある法人間の受贈益)の取扱いを除く。)</p> <p>(3) 第5章(棚卸資産の評価)の取扱い</p> <p>(4) 第7章(減価償却資産の償却等)の取扱い</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(5) 第8章（繰延資産の償却）の取扱い</p> <p>(6) 第9章（その他の損金）の取扱い（9-1-3の2の注（評価換えの対象となる資産の範囲）、9-2-47の注の1（出向者に対する給与の較差補填）、9-4-1（子会社等を整理する場合の損失負担等）、9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）、第4節第2款（完全支配関係がある法人間の寄附金）、9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）、9-4-6の3（災害の場合の取引先に対する低利又は無利息による融資）、第5節第2款（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等）、第6節第1款（金銭債権の貸倒れ）及び9-7-12の注（資産に計上した入会金の処理）の取扱いを除く。）</p> <p>(7) 第10章（圧縮記帳）の取扱い（第4節（非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳）の取扱いを除く。）</p> <p>(8) 第12章の5（リース取引及び賃貸借取引）の取扱い（<u>12の5-3-2（無償等賃借期間を含む賃貸借取引に係る支払額の損金算入）の取扱いを除く。</u>）</p> <p>(9) 第13章（借地権の設定等に伴う所得の計算）の取扱い</p> <p>(10) 第13章の2（外貨建取引の換算等）の取扱い（13の2-2-9の後段（期末時換算法－為替差損益の一括表示）の取扱いを除く。）</p> <p>（外国法人における損金経理等）</p> <p>20-5-3 外国法人が恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する場合において、例えば減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、法第22条の2第2項（収益の額）の規定に準じて収益の額を益金算入しようとする場合に行われる収益の計上のように法又は措置法の規定により決算又は確定した決算において経理することを要件として適用することとされているもの</p>	<p>(5) 第8章（繰延資産の償却）の取扱い</p> <p>(6) 第9章（その他の損金）の取扱い（9-1-3の2の注（評価換えの対象となる資産の範囲）、9-2-47の注の1（出向者に対する給与の較差補填）、9-4-1（子会社等を整理する場合の損失負担等）、9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）、第4節第2款（完全支配関係がある法人間の寄附金）、9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）、9-4-6の3（災害の場合の取引先に対する低利又は無利息による融資）、第5節第2款（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等）、第6節第1款（金銭債権の貸倒れ）及び9-7-12の注（資産に計上した入会金の処理）の取扱いを除く。）</p> <p>(7) 第10章（圧縮記帳）の取扱い（第4節（非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳）の取扱いを除く。）</p> <p>(8) 第12章の5（リース取引）の取扱い</p> <p>(9) 第13章（借地権の設定等に伴う所得の計算）の取扱い</p> <p>(10) 第13章の2（外貨建取引の換算等）の取扱い（13の2-2-9の後段（期末時換算法－為替差損益の一括表示）の取扱いを除く。）</p> <p>（外国法人における損金経理等）</p> <p>20-5-3 外国法人が恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する場合において、例えば減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、<u>延払基準の方法による収益及び費用の計上</u>、法第22条の2第2項（収益の額）の規定に準じて収益の額を益金算入しようとする場合に行われる収益の計上のように法又は措置法の規定により決算又は確定した決算において経理すること</p>

改 正 後	改 正 前
<p>については、当該外国法人が恒久的施設帰属所得に係る事業等に関して作成する帳簿及び当該帳簿に基づいて作成する規則第 61 条の 3 第 1 号ハ（仮決算をした場合の中間申告書の添付書類）又は規則第 61 条の 5 第 1 号へ（確定申告書の添付書類）に規定する貸借対照表及び損益計算書に計上することをもって当該要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p><u>（賃貸借取引に係る費用の損金算入）</u></p> <p><u>20-5-8 の 3 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、令第 184 条第 1 項（第 14 号ロに係る部分に限る。）（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定の適用に当たっては、20-5-8（販売費及び一般管理費等の損金算入）の例による。</u></p> <p><u>（恒久的施設に係る資産等の円換算）</u></p> <p>20-5-35 恒久的施設に係る外貨建ての資産、負債等の円換算等については、13の 2-1-1 から13の 2-1-5 まで及び13の 2-1-9 から13の 2-2-18 まで（外貨建取引等の換算等）の取扱いに準ずる。この場合において、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとしてその本店等から配分を受ける費用の額の円換算は、原則として当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によるが、当該恒久的施設を有する外国法人が当該費用の額の全部につき当該恒久的施設に係る会計帳簿に当該費用の額として計上する日の電信売買相場の仲値により円換算をしているときは、継続適用を条件として、これを認める。</p> <p>④ 13 の 2-1-2 の④の 1 及び 2 並びに 13 の 2-2-5 の④の 1 及び 2 は、本文の電信売買相場の仲値について準用する。</p>	<p>を要件として適用することとされているものについては、当該外国法人が恒久的施設帰属所得に係る事業等に関して作成する帳簿及び当該帳簿に基づいて作成する規則第 61 条の 3 第 1 号ハ（仮決算をした場合の中間申告書の添付書類）又は規則第 61 条の 5 第 1 号へ（確定申告書の添付書類）に規定する貸借対照表及び損益計算書に計上することをもって当該要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>（新 設）</p> <p><u>（恒久的施設に係る資産等の円換算）</u></p> <p>20-5-35 恒久的施設に係る外貨建ての資産、負債等の円換算等については、13の 2-1-1 から13の 2-1-7 まで及び13の 2-1-9 から13の 2-2-18 まで（外貨建取引等の換算等）の取扱いに準ずる。この場合において、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとしてその本店等から配分を受ける費用の額の円換算は、原則として当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によるが、当該恒久的施設を有する外国法人が当該費用の額の全部につき当該恒久的施設に係る会計帳簿に当該費用の額として計上する日の電信売買相場の仲値により円換算をしているときは、継続適用を条件として、これを認める。</p> <p>④ 13 の 2-1-2 の④の 1 及び 2 並びに 13 の 2-2-5 の④の 1 及び 2 は、本文の電信売買相場の仲値について準用する。</p>

二十 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>別に定めるものを除き、この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(2)…リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号。以下「改正法」という。）附則第17条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第2条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第63条（旧法人税法第142条第2項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の2-4-2から2-4-11まで、12の7-2-7、12の7-3-2、12の7-3-3、12の7-3-13、13の2-1-6及び13の2-1-7の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(3)…所有権移転外リース取引に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の7-6の2-2及び7-6の2-10の取扱いは、令和7年4月1日以後に締結する令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、同日前に締結した法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第121号）第1条の規定による改正前の令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>